# これまでの児童虐待防止対策についての取組状況と 今後の対応について

- 1. 児童虐待防止対策の抜本的強化について (平成 31 年 3 月 19 日児童虐 待防止対策に関する関係閣僚会議)の取組状況・今後の対応について
- 2. 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について(平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)の取組状況・今後の対応について
- 3. 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年7月20日 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)の取組状況・今後の対 応について

項目 これまでの取組・今後の対応 子どもの権利擁護 ① 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進 ・体罰禁止について法定化する。 ·左記の事項を規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に「児童虐待防止 |対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法 法 |律第46号。以下「改正法」という。)が成立した。 ・体罰によらない子育てを推進するため、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え 【厚生労働省】 方等について、国民に分かりやすく説明するためのガイドライン等を作成する。 ・改正法の規定に基づき、体罰の範囲や体罰禁止の考え方とともに、保護者に これと合わせ、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに |対する支援策等を内容とするガイドラインを作成するため、令和元年9月に体 |関する理解が社会で広まるよう、啓発資料「子どもを健やかに育むために~愛 |罰等によらない子育ての推進に関する検討会を設置開催し、令和2年4月の の鞭ゼロ作戦~」などを活用し、普及啓発活動を行う。体罰禁止に関する考え 施行に向けてガイドラインをとりまとめていく予定。 方等を含め、こうした普及活動については、子育て世代包括支援センターや乳 ・11月の児童虐待防止推進月間用リーフレットにおいて、子どもを車内等に放 |幼児健診の場、子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して行う。 置してはならない旨の注意喚起を掲載する予定。さらに、国民全体で「しつけ また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏ま |のための体罰」を行わない子育てを推進するため、令和2年度概算要求にお え、子ども(特に自分で危険を判断し対処することの出来ない年齢の子ども)を |いて「児童虐待防止対策推進広報啓発事業委託費」を計上している。 自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会などを 「健やか親子21」公式ウェブサイトにおいて、「愛の鞭ゼロ作戦」の特設サイト 活用し、周知する。 を設け、常時、周知・啓発を実施している。「母子健康手帳の任意記載事項様 式について」(平成30年12月25日付け子母発1225第1号)を発出し、任意記載 事項として「愛の鞭ゼロ作戦」の特設サイトのQRコードを掲載した。また、それ 以外の項目として、「車の中の危険」の項目において、車内に放置しないよう注 意喚起を行い、「お母さん・お父さんの悩みや子育てに関する相談」の項目に おいて、親の悩みに対し、相談支援を受けられる場所を案内するなどの内容を 記載し、周知を行っている。 【文部科学省】 ・左記の内容を盛り込んだ通知(児童虐待防止対策の強化を図るための児童 福祉法等の一部を改正する法律の公布について(令和元年7月19日付け元文 科初第461号文部科学省総合教育政策局長·初等中等教育局長·高等教育局 |長連名通知))を教育委員会等に対して発出。 ・民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に必要な検討を進め ・令和元年6月20日の法制審議会総会において、懲戒権に関する規定の見直 し等について諮問した。今後は、同審議会に設置された民法(親子法制)部会 る。 法 において、調査審議が進められる。 ② 児童相談所における子どもの安全確保に関する業務の明確化 ・子どもの安全確保を行うことが児童相談所の業務であることを明確化する。 ・左記の事項を規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立し 法 た。 ③ 児童福祉審議会における意見聴取の際の子どもへの配慮義務など児童福祉審議会の活用促進 ・児童相談所が子どもの権利を守っていないと考えられるときや、子どもの意向 ┃・令和元年8月1日の全国会議において、子ども自身や関係機関が児童福祉 が児童相談所の対応と一致しないときは、子ども自身や関係機関が児童福祉 |審議会へ申立てを行うことができることについて、周知を行った。 審議会へ申立てを行うことができることについて、周知徹底を図る。 ・児童虐待を受けた子どもや要保護児童が、行政処分等に不服がある場合に、 ・平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(子どもの権利擁護に新た 自ら児童福祉審議会に申し出、児童福祉審議会がその申し出を受けて、調査 に取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究)におい 審議し、児童相談所に意見具申を行う仕組みについて、ガイドラインの作成、全 ┃て、子どもの声を受け止める体制や子どもの声を代弁する仕組みを構築する 国展開に向けた取組を進める。 ためのガイドラインを作成した。令和元年度予算では、ガイドラインに基づき、 自治体が児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築 |を図るための実証事業を創設。 ・児童福祉審議会において、子どもに意見聴取する際に子どもの状況や環境等 ・左記の事項を規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立し に配慮するものとする旨を定める。 子どもの権利擁護の在り方に関する検討 ・子どもの権利擁護のため、子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見 ・左記の事項を規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立し |表明権を保障する仕組みについて、施行後2年を目途に必要な検討を進める。 た。 ・このため、まずは里親等に委託されている子どもや児童養護施設等に入所し ・改正法に基づき、令和元年度は子ども・子育て支援推進調査研究事業によ ている子ども等の意見表明権を保障する仕組みの在り方について検討を行い、 り、里親等に委託されている子どもや児童養護施設等に入所している子ども等 モデル実施を行った上で、速やかに全国展開に向けて必要な取組を進める。 |を中心に子ども等の意見表明権を保障する仕組みの在り方についてガイドラ| インの作成に向けた検討を行っている。さらに、来年度このガイドラインをもと にモデル実施を行うことを予定している。 ・一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検 ・左記の事項を規定した改正法が令和元年6月に成立した。今後、一時保護そ 一討を進める。 |の他の措置に係る手続の在り方について、その検討に資するよう、その実施 |状況や海外の状況についての調査を行う。 2 児童虐待の発生予防・早期発見 ① 支援を必要とする妊婦への支援の強化 ・女性健康支援センターにおいて、支援を必要とする妊婦を把握した際に、早期 ・女性健康支援センター事業において、支援を必要とする特定妊婦等に対し |から支援が受けられるよう、医療機関等へ確実につなぐ体制を整備する。 て、産科受診等支援を令和元年度より行っている。 ・令和2年度概算要求では、女性健康支援センター事業を拡充、若年妊婦等 支援を創設し、予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱え た若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSやアウトリーチによ |る相談支援、緊急一時的な居場所の確保にかかる経費を計上している。 ・産後うつの予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産婦健康診査や産 ・令和2年度の概算要求において、産後ケア事業の市町村同士の共同実施 後ケア事業等を拡充することにより、産後の初期段階における母子に対する支 や、産婦健康診査事業の予算件数の増などの拡充を計上している。 援を拡充する。

### ② 乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する定期的な安全確認

・乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないな ど、関係機関が確認できていない子どもを市町村において把握し、目視等によ り状況確認を進める取組について、毎年度、定期的に行う。国においては、この |結果をとりまとめて公表するとともに、必要な支援を行う。

・平成30年度に実施した乳幼児健診未受診等の児童についての状況確認に |関する調査について、令和元年度以降も、定期的に実施。令和元年度は、8月 |1日付けで調査依頼の通知を発出し、乳幼児健診未受診等の確認対象児童 についての状況確認結果について、回答を求めている。

·乳幼児健診未受診者については、「乳幼児健康診査未受診者等に対する取 組事例等の周知について」(令和元年8月1日付子母発0801第1号)において、 当省で実施した調査研究や自治体の取組事例のポイントを示し、その中で、市 |町村等の関係機関が目視により子どもの状況を確認するよう示している。

・この際、養育に関して支援が必要な家庭については、児童相談所における指 導・助言、保護のほか、市町村で継続的に養育支援訪問事業等を活用するなど による養育に関する相談、助言指導等の支援を行う。特に、支援を必要とする |若年妊産婦については、母子保健分野とも連携しながら、出産後の親子に対す |・女性健康支援センター事業において、支援を必要とする特定妊婦等に対し る養育支援を行う。

・地域とつながりのない未就園等の子どもを対象として家庭を訪問する事業に |ついて、令和2年度概算要求において、事業を拡充し、育児不安のある家庭等 |に対して継続的に訪問する取組を支援するための費用を計上している。 て、産科受診等支援を令和元年度より行っている。

|併せて、市町村において、育児不安のある家庭に対し、ボランティア等の訪問に よる悩みや不安の傾聴や家事支援等のサービスを提供する等により、虐待の 予防の観点から、幅広く家庭の養育力を高める取組を行う。

・令和2年度概算要求では、女性健康支援センター事業を拡充、若年妊婦等 |支援を創設し、予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱え た若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSやアウトリーチによ |る相談支援、緊急一時的な居場所の確保にかかる経費を計上している。 ・子育て世代包括支援センターでは、利用者に対し、必要に応じて支援プラン を策定しており、2020年度末までの全国展開に向けて、令和元年度に取組事 |例集を作成し、令和元年9月10日付け子母発0910第1号「子育て世代包括支 |援センターの実施状況及び事例集の送付について」において発出し、また、同 |年度にガイドラインの改訂を予定している。

#### ③ 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等

・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、子育て世代 包括支援センターの2020年度末までの全国展開に向け、設置に向けた支援を 拡充する。その際、新生児の訪問指導や乳児全戸訪問事業等と連携して支援 |している事例などの好事例を、全国で共有していく。

・子育て世代包括支援センターでは、利用者に対し、必要に応じて支援プラン を策定しており、2020年度末までの全国展開に向けて、令和元年度に取組事 |例集を作成し、「子育て世代包括支援センターの実施状況及び事例集の送付 について」(令和元年9月10日付け子母発0910第1号)において発出し、また、 同年度にガイドラインの改訂を予定している。

・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができ るよう、要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分 野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備を図る。

・平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(市区町村等が行う児童 虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究)において、子育て世代包括支 |援センターと子ども家庭総合支援拠点との効果的な連携方策や一体的に運営 |する際の役割分担などの整理も含め、子ども家庭総合支援拠点の設置に向け |た「スタートアップマニュアル」を作成し、全国会議等で周知。さらに、令和元年 度より、子ども家庭総合支援拠点の職員の人件費について地方交付税措置を 講じるなど、財政支援を拡充している。

・子育ての孤立化を防ぐため、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育 ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の整備を引き続き着実に進 めるとともに、その利用を促進する。

・地域子育て支援拠点事業は、7,431箇所で事業実施(平成30年度交付決定 |ベース)。令和2年度に向け、引き続き必要な箇所数を確保する(令和2年度に |おける社会保障の充実(「量的拡充」及び「質の向上」)に係る費用について |は、予算編成過程で検討)。

# ④ 相談窓口の周知・徹底

・児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、 児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」について、広く国民に認知さ れ、活用されるよう、更なる周知・啓発に積極的かつ強力に取り組む。併せて、 通話料の無料化を図ることにより、利便性の向上を図る。

・189の周知を図るため、ポスター、リーフレットを全国の自治体・関係機関・関 |係団体に配布しているほか、インターネットやSNS、政府広報ラジオ、新聞広 |告を活用など様々な手法を用いて幅広く広報を実施。

|また、平成30年度補正予算では、無料化に必要な費用を計上したほか、令和 |元年度予算において、SNSを用いた相談手法を活用する場合の補助を計上し ている。

・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、虐待通告の受付を中心とし、 それ以外の相談と番号を分けるよう見直し、虐待通告への対応を迅速にできる ようにするとともに、相談等にきめ細かく対応できるようにする。

・左記の内容を実施できるよう、現在調整している。

# ⑤ 相談・支援につながりやすい仕組みづくり

・若い世代が電話よりもSNSでコミュニケーションを取ることが多いことを踏ま え、子育てに悩みを抱える者や子どもからの相談について、SNS等を活用した |相談窓口の開設・運用を進める。

・令和元年度予算で、左記の取組を実施する自治体への支援事業を創設。令 |和2年度概算要求においては実施自治体数増を計上している。

保護者が訪問支援(乳児全戸訪問事業や養育支援訪問事業等)に拒否的で |ある場合等に、訪問と併せて子育てに役立つプレゼントを配布するなどにより、 保護者が支援を受け入れやすくする取組を進める。国においては、こうした取組|し、家庭訪問等を通じて、育児用品を 配布を行うなど保護者が支援を受け入 を行う市町村を支援する。

・令和2年度概算要求において、支援が必要であるにも関わらず、行政機関や |地域の支援につながっていない家庭など 、継続的な関わりが必要な家庭に対 |れやすくなる取組を支援する事業を新規計上。

110番」、小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」やインターネッ ト相談窓口「子どもの人権SOSーeメール」を始めとする人権相談等を、対象者 本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待事案等を発見す るための手段としても活用する。

・引き続き、全国の法務局・地方法務局において、電話相談窓口「子どもの人権 |・引き続き「子どもの人権110番」や「子どもの人権SOSミニレター」等の取組を |通じて、児童虐待事案の早期発見と適切な対応に努めた。今後も同様の取組 |を継続することとし、また、これらの相談窓口の更なる周知・広報を行うととも |に、相談窓口が子どもにとって使いやすいものとなるよう、SOSミニレターの学 |校等への備置きを積極的に行うことに加え、SNS(LINE)による人権相談の試行 を実施するなどし、その更なる改善を図っている。

|また、人権擁護委員は、引き続き、地域の人権啓発活動等を通じて、同種事案 を十分意識して情報収集に努める。さらに、これらの相談窓口の更なる周知・広 |報を行うとともに、相談窓口が子どもにとって使いやすいものとなるよう、その更 |なる改善を図る。

# ⑥ 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

・スクールカウンセラーを活用した教育相談体制を充実し、すべての公立小中学|・令和元年度予算において、全公立小中学校にスクールカウンセラーを配置す 校への配置を推進する。

|るために必要な予算を措置。令和2年度概算要求においては、虐待対策のた |めの重点配置に係る経費を新たに要求している。

·SNSや24時間子供SOSダイヤルを活用した虐待等に関する児童生徒等から の相談体制の教育委員会における構築を支援する。

・令和元年度予算において、SNS相談や24時間子供SOSダイヤルの実施に |必要な予算を措置。令和2年度概算要求においても、引き続き、必要な経費を |要求している。

# ⑦ 法務少年支援センター(少年鑑別所)における非行のある子どもやその保護者等への対応の充実強化

・少年鑑別所において、「法務少年支援センター」として、少年や保護者などの 個人からの相談に応じており、同センターにおいて、関係機関と連携し、児童虐 |待事案等の発見に努める。さらに、子どもの非行や問題行動等に悩む保護者に|き続き,関係機関と連携し,児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに, |対して、心理教育プログラムの実施等により、虐待の未然防止に向けた体制強 |虐待の未然防止を図るための体制強化を図っていく。

・平成30年中に、少年鑑別所(法務少年支援センター)18庁において,児童福 |祉機関等と連携するなどして,児童虐待事案への心理的支援等を行った。引

#### ⑧ DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発活動の推進 ・女性に対する暴力をなくす運動の機会に、予防啓発に加え、DVの特性や子ど ・女性に対する暴力をなくす運動(11月12日~25日)において、児童虐待防止 もへの影響を周知するとともに、被害の早期発見・早期介入に向けて関係機関 |推進月間(11月)と連携しつつ、DVの特性や子どもへの影響を周知するポス への被害の通報を促す等、国民の意識向上のための啓発活動の推進を図る。 |ター及びリーフレットを作成するほか、女性に対する暴力根絶のシンボルであ |るパープルリボンと、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合 |わせたWリボンピンバッジを作成し、本運動を広く国民に訴え、女性に対する 暴力及び児童虐待の認識を深め予防啓発に資する予定。 ⑨ 子どもの死因究明に関する検討 ・今後、成育基本法 に基づき策定される予定の成育医療等基本方針に基づ ・子どもの死因究明について、制度化に向け、都道府県等における実施体制を き、子どもの死因究明について検討を進める。 |検討するためのモデル事業を令和2年度概算要求で計上した。 ・成育基本法については、令和元年中施行予定であり、施行後に成育医療等 協議会を設置し、成育医療等基本方針の策定について議論がされる予定。 ⑪ 障害のある子どもとその保護者への支援の強化 ・虐待のリスク要因の一つとされる知的障害や発達障害等のある子ども(その 平成30年度から令和2年度までを期間とする障害児福祉計画において、児童 |疑いのある子どもを含む。)のいる家庭に早期にアプローチし、適切な支援につ |発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、 なげる必要がある。このため、乳幼児健診等から児童発達支援センター等での |令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以 相談支援を経て、専門医療機関への早期受診や適切な障害福祉サービスの利上設置することを基本とすることを成果目標として掲げている。 用につながるよう、自治体の体制整備を促進する。 ・地域の障害児等支援の拠点を整備するため、児童発達支援センター等につ いて、安定的な事業運営及び事業内容の改善や、障害福祉サービス事業所 |等による地域住民の相談等の対応及び啓発等の機能強化を行う「児童発達支 援センター機能強化」を地域生活支援事業において実施している。 ・発達障害に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、施設の職員 や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う「巡回 支援専門員整備」を地域生活支援事業において実施している。 ・乳幼児健康診査において発達障害(疑いを含む)児を早期発見し、早期に支 |援につなげている自治体の取組のポイント等をとりまとめた「乳幼児健康診査 |における発達障害の早期発見・早期支援のための取組事例に関する調査研 究報告書」を周知した。 ・また、保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングや巡回支 ・発達障害の子をもつ保護者等に対するペアレントプログラムやペアレントト ニングを行う取組みについて支援する「発達障害児者及び家族等支援事 援専門員の整備を行い、障害のある子どもの保護者の子育てに対する不安を 業」を地域生活支援促進事業において実施している。 軽減し、虐待の未然防止を図る。 ・発達障害に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、施設の職員 や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う「巡回 支援専門員整備」を地域生活支援事業において実施している。 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応 (1)児童相談所の体制強化 ① 介入的な対応等を的確に行うことができるようにするための体制整備 ・一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分けるなどの児童相 |・左記の事項を規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立し |談所における機能分化を行う。 ・このため、児童相談所において、機能に応じて部署や職員を分けることのほ ・令和元年度の調査研究(児童相談所の体制整備・専門性向上に関する調査 か、専門人材の確保及び育成に関する方策など、体制整備を推進することにつ |研究)において、都道府県等が体制整備に向けた計画策定が進められるよう いて、国において、その取組内容を示すとともに、都道府県等において、体制整 |介入と支援に係る好事例の収集を行うとともに、体制整備に資するアドバイ 備に関する計画策定を進める。 ザー派遣事業の創設を念頭にブロック研修を行い、実践的な研修を行う。 ・国において、介入的な対応等に着目した研修の充実、アドバイザーの派遣や |助言を行う。 ② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備 ┃・児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による ・左記の事項を規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立し |助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措|た。 置を行うものとする。 ・併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、弁護士に係る体制 ・令和2年度概算要求において、弁護士の配置及び弁護士との連携体制を構 整備に必要な財政支援等の拡充を図る。その際、より速やかに体制整備が図ら|築するため、法的対応機能強化事業の拡充を計上。 れるような支援を行う。 ③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化 法 |・児童相談所に、医師及び保健師のいずれもの配置を義務化する。 ・左記の事項を規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立し ・併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、医師・保健師の配置 ・令和2年度概算要求において、医師の配置を促進するために、医師配置を含 や日常的に医師とともに対応できる体制の整備について、必要な財政支援等の |め、医療機関との連携体制を構築するための医療的機能強化事業の単価拡 拡充を図る。その際、医師等に係る児童相談所の体制整備と併せ、小児科医、 |充を計上。 ・令和元年度子ども・子育て推進調査研究事業(児童虐待対応における法医 精神科医、法医学者など事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体 学との連携強化に関する研究)において、法医学等と児童相談所の連携事例 |制の強化を図る。 を収集し、各自治体で連携の参考となるポイントを整理する予定。 ・医師などの医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対策地域協議会 ・医療従事者向け研修の実施に向けて、日本小児保健協会が作成・監修した における情報共有や研修などによる連携体制を強化する。 「子ども虐待初期対応ガイド」(DVD)を活用した研修プログラムについて、調 査研究(児童相談所における専門職の研修の在り方に関する調査研究)にお いて作成し、周知する。その後、これを踏まえた都道府県に医療従事者向け研 修の開催を促す。 ④ 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

-時保護や施設入所等の措置の実施及び解除の判断に用いるリスクアセスメ ントシートについて、信頼性、妥当性を科学的に検証するとともに、その活用方 法の在り方を含め検討し、より実践的に活用できるものに見直す。

・令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(児童虐待対応におけるア セスメントの在り方に関する調査研究)において、市町村及び児童相談所がよ り実践的に活用できるシート(ツール)を作成する。

・家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導 の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導

・令和元年8月1日の全国会議で、左記の事項につき、周知した。

・常時弁護士の助言を得られるような体制の整備や、医師を必ず置くこと等を |規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立した。

・法的・医学的知見を踏まえた対応ができるよう、一時保護や施設入所等の措 置の実施及び解除の判断等の意思決定に、日常的に弁護士や医師等が関与 し、児童福祉司と共に対応する。

#### ⑤ 第三者評価など児童相談所の業務に対する評価の実施

・第三者評価など児童相談所の業務に対する評価を実施するよう努めるものと 法 する。

・既に取り組んでいる自治体の例や海外の例等も参考とし、国において、標準 的な指標や実施方法等についてガイドラインを策定し、地方自治体における取 組を支援する。

・左記の事項を規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立し

・令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(児童相談所の第三者評 |価に関する調査研究)において、児童相談所の第三者評価に資するガイドライ |ンを作成する。

### ⑥ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充

・新プランに基づき、児童福祉司、児童心理司、保健師等について、計画的に人 材確保が進むよう、採用活動に関する支援や関係団体への働きかけ等、必要 な支援の更なる拡充を図る。

・新プランの達成に向けた専門人材の確保について、令和元年7月に、関係団 |体への協力依頼を発出(児童相談所及び要保護児童対策地域協議会におけ |る専門人材確保等及び速やかな虐待通告の周知について(協力依頼)(子発 |0726第2号令和元年7月26日等))

・令和元年8月に設置した「児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関 する協議の場」(以下「協議の場」という。))において、意見を聞きながら、更に 必要な支援等を検討していく。

・児童福祉司等の専門人材確保、専門性確保のため、都道府県等に対し、児童 相談所OBの活用や専門職採用、一定の経験年数を積んだ職員が確保できる ような人事ローテーションへの配慮等が行われるよう要請する。

・令和元年8月1日の全国会議において、「「児童虐待防止対策体制総合強化 プラン」(新プラン)に基づく人材確保に向けた更なる取組について」(令和元年 |8月1日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)を説明の上、地 |方自治体に更なる取組を要請した。協議の場においても、左記の事項につい て地方団体に要請。

#### ⑦ 児童福祉司等への処遇改善

・児童相談所の児童福祉司等の職員は、児童虐待に関する通告への対応、介 入的な対応や夜間及び休日の緊急的な対応に備えが必要となる。こうした精神 | 業を新規計上。 的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められ ていること等を踏まえ、手当などによる処遇改善を図る。

・令和2年度概算要求において、児童福祉司の処遇改善を図るために補助事

#### 児童心理司の配置基準の法定化

・都道府県は、児童心理司の数について、政令で定める基準に基づき定めるこ とを法律上規定する。 法

|・左記の事項を規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立し |た。今後、令和2年4月の施行に向けて、政令の検討を進める。

#### 児童福祉司の任用要件の見直し等による職員の資質向上

・児童福祉司及び児童相談所長の任用要件として、精神保健福祉士、公認心 法 |理師を法律上規定する。

・児童福祉司の任用要件のうち、社会福祉主事として従事したことがある者に係

||る要件について、児童福祉事業の経験に代えて、相談援助業務の経験を必要 とすることとする。

・児童相談所における指導及び教育を行う児童福祉司(スーパーバイザー)の 配置を規定するとともに、その任用要件について、児童福祉司として概ね5年以 |た。 上勤務した者であることに加え、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の 修了者でなければならないこととする。

・左記の事項を規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立し

・左記の事項を規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立し

・左記の事項を規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立し

# ⑩ 児童相談所の業務の外部委託等の推進

・児童相談所が行っている業務のうち、里親養育支援業務や保護者支援プログ ラムの実施等、外部への委託により、業務が適切かつ効果的に実施することが |期待される業務について、民間団体等への委託を推進する。

・療育手帳の判定業務について、その一部等を児童相談所以外の機関が実施 している事例等を把握した上で、障害児・者施策との整合性にも留意しつつ、事 務負担の軽減につながる方策を検討する。

・令和元年8月1日の全国会議で、左記の事項につき、周知した。

「療育手帳の判定基準及び判定業務のあり方に関する調査研究」(令和元年 |度障害者総合福祉推進事業)において、児童相談所における療育手帳交付事 務の実態を調査することとしており、現在、調査に向けた検討を進めている。

# ⑪ 児童虐待による死亡事例等の検証の活用等

・国が実施する死亡事例検証において、保護者の状況等を含め、虐待の要因 |等について引き続き分析を深めるとともに、検証結果を踏まえた体制強化等の |対応状況をフォローアップする。また、検証結果等が十分活かされるよう、これ |を活用した実践的な研修をきめ細かく実施する。

・引き続き、社会保障審議会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員 |会において、子ども虐待による死亡事例等の検証を実施するとともに、次回自 |治体調査時において検証結果を踏まえた体制強化の対応状況を問う項目を追 |加する予定。

・また、各自治体における検証結果等を踏まえた研修の実施について、令和元 |年度の調査研究で調査する予定。

# (2)児童相談所の設置促進

① 児童相談所の設置(管轄区域)に関する基準の設定

・児童相談所について、人口その他の社会的条件を勘案して政令において設置|・左記の事項を規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立し (管轄区域)に関する基準を定める。

た。施行に向けて、政令で定める具体的な基準の内容について検討を進め

# ② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

|核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の |支援その他の措置を講ずるものとする。

「・政府は、施行後5年間を目途に、施設整備、人材確保の状況等を勘案し、中 」・左記の事項を規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立し

・その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連|を踏まえ、検討を進める。 携を図るものとする。

・政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及 |び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方 |について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

・具体的には、中核市及び特別区における児童相談所の設置に向けて、国と中 核市及び都道府県等の関係団体が参画する協議の場を国において設置する |ほか、児童相談所設置に向けた支援を抜本的に拡充する。

今後の具体的な支援は、協議の場での地方自治体や地方団体からの意見等

# ③一時保護所の環境改善・体制強化

|・子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切 な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護を含 |め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進める。

|・令和2年度概算要求において、一時保護所の整備費の単価拡充及び集中支 |援期間として5年間限定での補助率の嵩上げを計上している。

混乱した生活環境から子どもを離すことにより、子どもを守り、子どもが持つ本 来の力を回復させるという一時保護の機能を果たし、一時保護所が安心・安全 な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進す |る。

・令和2年度概算要求において、一時保護所の整備費の単価拡充及び集中支 |援期間として5年間限定での補助率の嵩上げを計上している。

・職員体制については、令和2年度予算編成過程で検討。

・その上で、虐待により一時保護された子どもについては、適切に教育を受けら |・令和元年8月1日の全国会議で、左記の事項について周知した。 れるよう、里親の活用を含め委託一時保護を積極的に検討するほか、次の場 |合を除き、学校等に通園・通学させ、必要な支援を行うこととする。

|※保護者が、一時保護に納得せず、連れ戻しのために学校に押しかけるなど、 子どもの安全が守られない場合

※子どもが学校に通うことを拒否している場合

できる体制整備を図る。

・また、一律に集団生活のルールを押しつけるなどによる権利侵害がないよう、 周知徹底を図るとともに、子どもの意見が適切に表明されるよう、相談窓口の設 |置や第三者委員の設置などを進める。

・第三者評価など一時保護所を含む児童相談所の業務に対する評価を実施す るよう努めるものとする。(再掲)

・通学できない場合にも、子どもの個々の学力等に応じた学習支援を行うことが |・令和2年度概算要求において個々の学力に応じた学習支援体制を確保する ため、学習指導協力員の単価の拡充を計上している。

・令和元年8月1日の全国会議で、左記の事項につき、周知した。

・左記の事項を規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立し

#### (3)市町村の体制強化

① 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充

・新プランに基づき、子ども家庭総合支援拠点の2022年度までの全市町村設置 に向けて支援の拡充を図る。

・令和元年度より、子ども家庭総合支援拠点の職員の人件費について地方交 付税措置を講じるなど、財政支援を拡充。

・平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(市区町村等が行う児童 虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究)において、子ども家庭総合支 |援拠点の設置に向けた「スタートアップマニュアル」を作成するとともに、令和 |元年7月より、学識経験者等のアドバイザーを自治体に派遣し、当該マニュア ル等を活用し、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた技術的助言を行う取 |組を開始。

・子ども家庭総合支援拠点における相談対応に加え、一時預かり事業やショー |トステイ事業などの利用の調整を行うなど、支援メニューを拡充する。

・令和元年度予算において、子ども家庭総合支援拠点で相談対応に加え、 時預かり事業やショートステイ等の事業の利用も組み合わせて支援できるよ う、子ども家庭総合支援拠点を通じた在宅支援を実施するために必要な費用 |を補助する事業を創設する。

・子ども家庭総合支援拠点において、児童委員・民生委員への研修や地域住民|・令和2年度概算要求において、子ども家庭総合支援拠点に対する補助事業 と連携した地域における児童虐待に関する普及啓発活動を行うことにより、地 |域における支援体制の構築を進める。

を拡充し、児童委員・民生委員への研修や地域と連携した児童虐待防止対策 に関する普及啓発活動を強化するとともに、地域における見守りの活動につい |て、要支援児童の居場所づくり等の取組を推進するための費用を計上してい

・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができ るよう、要件の明確化及び支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉 分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制の整備を図る。 (再掲)

・平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(市区町村等が行う児童 |虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究)において、子育て世代包括支 |援センターと子ども家庭総合支援拠点との効果的な連携方策や一体的に運営 |する際の役割分担などの整理も含め、子ども家庭総合支援拠点の設置に向け |た「スタートアップマニュアル」を作成。さらに、令和元年度より、子ども家庭総 |合支援拠点の職員の人件費について地方交付税措置を講じるなど、財政支援 を拡充している。

# ② 要保護児童対策地域協議会の充実・強化

・新プランに基づき、要保護児童対策地域協議会の調整機関における常勤の調 整担当者について、2022年度までの全市町村配置に向け、支援の拡充を図る とともに、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉司等の配置 る。 を推進する。

・令和元年度より、要保護児童対策地域協議会の調整機関における常勤の調 |整担当者の人件費について地方交付税措置を講じ、財政支援を拡充してい

・令和元年度より、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉 司の人件費について地方交付税措置を講じ、財政支援を拡充している。

要保護児童対策地域協議会の効果的な運営ができるよう、ガイドラインを作成 する。また、要保護児童対策地域協議会の運営方法や市町村における体制整 備等について的確な支援が行うことができるよう、児童相談所に配置される市 |町村支援を担当する児童福祉司に対し、研修を行う。

・令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(市町村の体制強化に関 する調査研究(市町村支援児童福祉司、要対協、児童相談所と市町村の通告 |後の連携方策))において、要保護児童対策地域協議会の効果的な運営がで きるよう、ガイドラインを作成する予定。

令和元年度より、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉 司の人件費について地方交付税措置を講じ、財政支援を拡充している。

# ③ 子育て支援サービス等の地域資源の充実

・孤立した子育てによって虐待につながることのないよう、利用者支援事業、地 域子育て支援拠点事業等の利用を促進するとともに、ショートスティ事業、トワ イライトステイ事業、一時預かり事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と 受け皿の確保を図る。併せて子育てに不安を抱える家庭やネグレクトのある家 |庭を訪問し、支援する養育支援訪問事業を推進する。

・養育支援訪問事業については、毎年、実施する市町村が増加し、平成29年 |度には1,476市町村となっており、引き続き、国庫補助により、事業の推進に取

・利用者支援事業は、基本型・特定型1,095箇所、母子保健型1,183箇所で事業 |実施(平成30年度交付決定ベース)。地域子育て支援拠点事業は、7,431箇所 で事業実施(平成30年度交付決定ベース)。

|両事業について、令和2年度に向け、引き続き必要な箇所数を確保する(令和2 |年度における社会保障の充実(「量的拡充」及び「質の向上」)に係る費用につ |いては、予算編成過程で検討)。

# (4)子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討

・児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資 |質向上策について、施行後1年を目途に検討する。

・児童相談所の児童福祉司のみならず、市区町村子ども家庭総合支援拠点の 職員、里親養育支援を行う者、児童養護施設等の職員、児童家庭支援センター の職員等、幅広く子ども家庭福祉に携わる者の資質向上が求められていること から、この検討に当たっては、これらの人材も含め検討を進める。

・左記の事項を規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立し

この規定を踏まえ、同年8月に社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員 会のもとに、「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を |行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」を |設置し、現在子ども家庭福祉に携わる者の資質向上について検討を行ってい

#### (5)学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

① 専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援

市町村や児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化するため、ス クールソーシャルワーカーを全ての公立小中学校が十分に活用できるように配 |置を推進する。

置や警察OBの学校への配置を支援する。

・令和元年度予算において、全中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置 |するために必要な予算を措置。令和2年度概算要求においては、虐待対策の ための重点配置に係る経費を新たに要求している。

・スクールロイヤー(学校で生じる問題に対応する弁護士)の教育委員会への配|・法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校におけ る教員からの法的相談に対応する体制の整備や、法的側面からのいじめ予防 教育に関する先進的な取組を開発するため、「いじめ防止等対策のためのス クールロイヤー活用に関する調査研究」を実施している。

・また、虐待やいじめのほか、学校及び教育委員会への過剰な要求等の諸課 題に対応するため、都道府県教育委員会への法務の専門家(スクールロイ ヤー)の配置に必要な経費について新規で地財要望を行っている。

「補習等のための指導員等派遣事業」において、児童虐待の早期発見や的 |確な対応等を含めた取組を通じて、児童の学校生活への適応を図ることを目 |的とした警察OB等の配置経費を支援している。

#### ② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

・学校・教育委員会における児童虐待の対応を強化するため、学校の教職員・ 学校医等が留意すべき事項を記載したマニュアルを作成する。

・児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した研修教材を作成し、学校長等 の管理職に対する研修を推進する。

・幼児や障害のある子どもへの児童虐待防止の観点から、教育委員会と福祉・ 保健部局等との連携や研修等の実施を促進する。

・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和元年5月9日)を作成・公 表し、全国会議等の機会を通じて、周知徹底を図っている。

・教育現場における児童虐待対応の向上に資するよう、児童虐待対応に関す る具体的な事例を想定した研修教材を作成中。

・幼児教育関係者や自治体関係部局の会議等の場において、虐待防止の必 要性に関する周知を行うとともに、幼児教育アドバイザーを配置する自治体に |対して、その活用による虐待防止に向けた研修等の取組を行うよう促した。 ・学校における障害のある児童生徒等に対する虐待の防止等の必要性や、そ |のための関係部局等の連携の重要性について、都道府県教育委員会の特別| |支援教育担当者による会議や、特別支援教育の担当教員向けの研修などの |場において周知を行った。

・重大な事案が生じた場合には、生徒指導に関する専門的知見を有する者を現┃・今後、重大な事案が生じた場合には、いじめ・自殺等対策専門官等を教育委 地に派遣し、教育委員会等を支援する。

・地域において児童虐待の早期対応ができるよう、地域における家庭教育支援 関係者や放課後子供教室などの地域学校協働活動関係者等に対して、児童虐 |待への対応に関して留意すべき事項をまとめた資料を提供するとともに、研修 の充実を図る。

員会に派遣する予定。

・家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者に対して、「児童虐待への対 |応のポイント~見守り・気づき・つなぐために~」(手引き)(令和元年8月30日) を作成・公表し、地域における研修の充実等に資するよう、自治体関係者を対 象とした全国会議等で周知を図っている。

# (6)DV対応と児童虐待対応との連携強化等

① DV対応と児童虐待対応との連携強化

法

・児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携 体制を強化する。

### 【厚生労働省】

|DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センタ-の職員については児童虐待の早期派遣に努めることとし、児童相談所はDV被 |害者の保護のために配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努める ものとすることを盛り込んだ法案を国会に提出し、令和元年6月に成立した。 【内閣府】

令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法 等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)による「配偶者からの暴力 |の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)の改正法 において、DV被害者保護のために相互に連携・協力すべき関係機関として児 童相談所を明記するなど所要の改正を実施した。

・配偶者からの暴力がある家庭とその家庭における児童虐待について、DV対 応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関のそれぞれの情報を包括的にア セスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた適切な対応の 在り方について、調査研究し、ガイドラインを策定する。その際、DVに関する有 識者や支援を実際に行っている者を含め、実践を踏まえたよりよい支援の在り |方を、ケーススタディに基づき検討する。

·令和元年度の調査研究でDV対応を行う機関と児童虐待対応を行う機関のそ れぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携 |方法を含めた適切な対応の在り方に関するガイドラインを作成する。

・法的問題の解決が必要な児童虐待事案及び児童虐待を伴うDV事案につい て、法テラスの法律相談援助等の利用を促進する。

・法テラスにおいて、内閣府、警察庁、文部科学省及び厚生労働省に対し、平 成31年3月29日付けで、改めて児童虐待及びDV等の被害者に対する法律相 |談援助制度の周知依頼を内容とする通知を発出した。今後も引き続き、関係 |機関への周知の拡充・連携強化等に努め、同法律相談援助等の利用促進を 図る。

# 【厚生労働省】

・令和元年8月1日の全国会議で、左記の事項が書かれたリーフレットを配布 周知した。

・配偶者暴力相談支援センター及びDV被害者支援のための民間シェルター並 びに児童相談所を対象として、DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解の |促進や、関係機関における的確な連携強化により、被害の早期発見・早期介入 |する理解の促進を図るための官民連携による研修等を実施している。また、セ |に向けた支援に資する取組を進める。

・配偶者暴力相談支援センター及びDV被害者のための民間シェルターに加 え、新たに児童相談所等を対象として、DVと児童虐待の特性、関連性等に関 ンターにおけるDV及び児童虐待に係る相談対応力向上に向け、センターを設 置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具 |体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。

・民間シェルターにおけるDV被害者とその子どもに対する支援の実態を把握す るとともに、民間シェルターにおけるDVと虐待の特性や関連性への理解を拡大 |検討会」において民間シェルターの実態調査を行うとともに、児童虐待対策と する取組を推進する。

|・「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する の連携強化を含む支援拡充の方向性に関する報告書を取りまとめた。 今後、さらに、民間シェルターの取組状況を調査し、具体的な支援実施に向け |検討を行うとともに、民間シェルターを含む官民連携による研修の実施により| 理解拡大を図る予定。

・DV被害者が、児童虐待がある場合にも安心して早期に配偶者暴力相談支援 |センター、民間シェルター等に相談できるとともに、被害親子に寄り添った保護 |が行われるよう、配偶者暴力相談支援センター等の対応力向上のための取組 |を支援する。

・配偶者暴力相談支援センター及びDV被害者のための民間シェルター等を対 |象として、DVと児童虐待の特性、関連性等に関する理解の促進を図るための |官民連携による研修等を実施するとともに、「相談の手引き」の改定を行う。ま |た、センター設置を検討している市町村等へのアドバイザー派遣や、センター 未設置市町村に対し設置に向けた課題等の調査を行う。

・DV被害者支援における、危険度判定(リスクアセスメント)及び加害者対応 ・海外の加害者プログラム実施に係るガイドライン等を対象に文献調査を実施 (加害者プログラム等)の在り方の検討及び実証的研究を進めることにより、機 |するとともに、民間のプログラム実施団体等へのヒアリング等を実施し、その結 関間連携及び加害者による虐待の危険性の把握も含めた支援体制の充実を |果を踏まえ、検討会において自治体による加害者更生プログラムの実施に係 図る。 る基本的な考え方についてとりまとめる予定。 ・ワンストップ支援センターにおいて児童相談所等と連携して性虐待に対応し ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの主管部(局)の行 政職員を対象として、性虐待に関する専門的知識や関係機関との連携の在り た好事例収集のためのアンケート調査を実施した。今後は、それらの結果を、 | 方等に関する研修を強化するとともに、ワンストップ支援センターにおいて児童 ヒアリング調査を経て、好事例集にとりまとめ、全国の支援センター及び関係 相談所と連携して性虐待に対応した好事例を収集し、全国の支援センター・関 省庁に共有する。 |係機関に共有する。 ・関係機関の連携をより強化するため、内閣府において作成したDV被害者支 ・DV被害者保護のために相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所 援に係る手引き・マニュアルを改訂するとともに、児童相談所を始めとする関係 |を明記すること等を規定した改正法による「配偶者からの暴力の防止及び被害 |機関への周知徹底を図る。 者の保護等に関する法律」の一部改正等も踏まえ、支援センターや関係機関 |における官官・官民連携等の取組事例等の検証を行い、DV被害者支援に係 る手引きを改定、補完することにより、配偶者暴力相談支援センター等の関係 機関へ配布し、関係機関の連携強化を進める予定。 ② 婦人相談所・一時保護所の体制強化 ・婦人相談所において、DV被害者に同伴する子どもの支援の充実を図るため、 |・令和2年度概算要求において、婦人相談所に児童相談所等の関係機関と連 |携する「児童虐待防止対応コーディネーター(仮称)」を配置する事業を要求。 児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係 機関と連携するコーディネーターを配置する。 ・一時保護を必要とするDV被害者と同伴する子どもを適切な環境において保 ・職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るため、心理療法担当職員雇 |護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進す 上費加算の要件を緩和する。(心理的ケアを必要とする者が年度当初に10名 以上いること → 常時1名以上いることに緩和) 一時保護した子どもが適切に教育を受けられる体制整備を進めるとともに、委 ・令和2年度概算要求において、学習指導員の配置や、教材や学習机等の環 |託一時保護された子どもが安心・安全に通学するために必要な支援を行う。 境整備に必要な補助及び一時保護委託先から小・中学校等に安心・安全に通 |学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等の補助を事項 要求。 ③ 婦人相談員の配置の促進 ・自治体に、婦人相談員の配置促進や、婦人相談員の任用、処遇等に係る留 ・婦人相談員が設置されていない市において、DV対応と児童虐待対応との連 意事項を示し、適切に対応するよう通知(令和元年6月14日付け)で依頼。 携強化に資するよう、婦人相談員の配置について検討するよう要請する。 ④ 婦人保護施設の機能の充実 婦人保護施設に入所した子どもが適切に教育を受けられる体制整備を進める ・令和2年度概算要求において、学習指導員の配置や、教材や学習机等の環 |境整備に必要な補助及び婦人保護施設から小・中学校等に安心・安全に通学 とともに、安心・安全に通学できるよう、必要な支援を行う。 |するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等の補助を要求。 ・中長期的な保護を必要とするDV被害者と同伴する子どもを適切な環境にお ・令和2年度概算要求において、職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図 いて保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促 |るため、心理療法担当職員雇上費加算の要件を緩和する。(心理的ケアを必 進する。 要とする者が年度当初に10名以上いること → 常時1名以上いることに緩和) (7)関係機関間の連携強化等 ① 学校・福祉施設等の職員に関する守秘義務の法定化 ・学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察及び教育委員会等は児童虐待の ·左記の事項を規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立し |早期発見に努めることとするとともに、学校・児童福祉施設等の職員について、 た。 業務上把握した児童虐待に関する情報について守秘義務を規定する。 ② 児童相談所・市町村における情報共有の推進 ・転居ケース等における引継ぎを含め、児童相談所・市町村の情報共有をより ・令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(都道府県間における要 |効率的・効果的に行うため、全都道府県においてシステム整備の構築を進め 保護児童等の情報共有システムの構築に関する調査研究)において、要保護 |る。このため、国において、情報共有するための標準的な仕様を示すとともに、 |児童等に関する情報共有システムの仕様書を作成する予定。また、令和2年 |システム構築に必要な費用に関する支援を行う。 |度概算要求において、都道府県間におけるネットワークの構築を含め、児童虐 |待に関する全国統一の情報共有システムの整備を行うために必要な費用を計 加えて、全国の都道府県間の情報共有システム構築に向けた検討を進める。 その際、ICTを活用した、より効果的な情報共有システムの在り方についても検 討する。 ・虐待事案に関するデータを収集し、その結果をAIで解析することにより、緊急 ・令和元年度より、児童虐待対応におけるリスクアセスメントのためのデータ収 |性の判断に資するツールの開発を加速化する。 集基盤構築とAIを活用したリスク評価に向けた研究(厚生労働科学研究補助 金)において、データ収集を行い、データベース構築の有用性を検討していく。 (令和3年度まで) ③ 児童相談所・市町村における連携・役割分担の推進 ・児童相談所・市町村が市町村送致等の際に活用することとして作成された共 ┃・令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(児童虐待対応におけるア 通リスクアセスメントツールについて、活用方法の在り方等を含め検討し、児童 セヘメントの仕り力に関する調宜研先川こぬいて、中町州及の児里怕談所かよ 相談所・市町村がより実践的に活用できるものに見直す。 り実践的に活用できるシート(ツール)を作成する。 ・国において、面前DV通告への対応に関するガイドラインの策定、活用方法等 ・令和元年度の調査研究でDV対応を行う機関と児童虐待対応を行う機関のそ |を示すことにより、児童相談所と市町村の間の通告を受けた後の対応等に関す |れぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携 る役割分担とそれに応じた効率的かつ効果的な対応を行うことができる枠組み|方法を含めた適切な対応の在り方に関するガイドラインを作成する。 作りを進める。 ④ 保護者支援プログラムの推進 ・保護者支援プログラムについて、諸外国の先行事例の把握を進めるとともに、 ・令和元年度は、児童心理司の業務実態と専門性向上に関する調査研究にお 活用方法等を周知する。また、専門医療機関や民間団体と連携して治療や保 いて、諸外国の保護者支援プログラムなどの先進事例について調査し、その 護者支援プログラムを実施する場合の支援を拡充する。さらに、保護者支援プ |効果について検証を行う。また、保護者支援プログラムを推進するにあたり、そ 口グラムの実施を担う専門人材の養成に取り組む。 の現状を把握し、今後さらに充実していくために必要な体制整備を検討する。 ・令和2年度概算要求において、保護者支援プログラムを実施する児童相談 所職員の資格取得支援のための補助を計上。 ・死亡事例をはじめとした重大事例の分析を行い、これを踏まえた対応策を検 |・「児童心理司の業務実態と専門性向上に関する調査研究」に加え、社会保障 審議会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会においても、保護 証の上、保護者支援プログラムの活用方法を検討し、活かしていく。 |者支援プログラムの活用方法について議論し、提言をいただく。

た。

|・令和元年8月1日の全国会議で、保護者指導勧告を活用した事例を周知し

家庭裁判所による都道府県等に対する保護者指導の勧告など司法関与の仕

|組みの活用を促進する。

#### ⑤ 児童虐待対応における歯科医師との連携強化

・乳幼児健診や学校健診などにおいて、歯科医師が虐待の疑いのある子どもに┃・「児童相談所における専門職の研修の在り方に関する調査研究」において歯 適切に気づき、児童相談所や市町村等の関係機関との連携が強化されるよう、 |関係団体とも協力しながら、児童虐待防止対策に関する歯科医師向けの研修 の実施に向けて取り組む。併せて、研修の状況も踏まえ、該当する子どもに気 づいた場合の歯科医療機関向けの対応の手引きを作成する。

|科医師等に対する効果的な検証の在り方について、モデル実施をふまえ手引 き等を作成予定。

#### ⑥ 生活困窮世帯に対する支援

・生活困窮者自立支援制度において、関係機関と連携しつつ、生活困窮世帯の 子どもに対する学習・生活面の支援や、その保護者に対する就労、家計、子ど もの養育等に関する支援を含め、世帯の抱える様々な課題の解決に向けた支 援を行う。

・改正生活困窮者自立支援法(平成31年4月1日施行)において、「子どもの学 習支援事業」について、従来の学習支援に加え、生活困窮者世帯の子ども及 |びその保護者を対象とする子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言 等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化した。

#### ⑦ 児童相談所と警察の連携強化

・児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するため に、都道府県等の児童福祉担当部局と都道府県警察が連携し、児童相談所へ の警察OBの常勤的な配置や警察職員の出向等を進める。このために必要な 財政支援等の拡充を図るとともに、警察における知識経験を活かした威圧的、 暴力的な保護者への対応や警察との連携に役割を果たせるよう配置等に関す る活用方策をまとめて全国に周知する。

#### 【厚生労働省】

・平成30年度においては、児童相談所における関係機関との連携に関する実 |態把握に努めた。令和元年度も引き続き実態把握に努める。

・令和2年度概算要求において、警察OBの常勤的な配置を推進するため、通 |告のあった際の子どもの安全確認を行うための補助の拡充を計上。 【警察庁】

・全国会議等の機会を通じて、都道府県警察に対し、警察OB等の配置に関し |要請があった場合には協力するよう周知徹底を図った。

・児童相談所と警察との連携を強化するため、情報共有や連携に関する協定等 【厚生労働省】 の締結を促すとともに、ケース検討や訓練等の合同研修を実施する。

・平成30年度においては、児童相談所における関係機関との連携に関する実 態把握に努めた。令和元年度も引き続き実態把握に努める。 【警察庁】

・全国会議等の機会を通じて、都道府県警察に対し、児童相談所との情報共 |有の強化や合同研修の拡充について周知徹底を図った。また、都道府県警察 |において、児童相談所と合同によるロールプレイング方式の想定訓練等の各 |種研修等を開催し、児童相談所との連携強化を図った。

・緊急総合対策を踏まえた児童相談所と警察の情報共有を徹底し、情報提供を 受けた警察は、児童相談所の援助要請に応じた立入調査等への同行など、関 係機関と連携して迅速・的確に対応する。

#### 【厚生労働省】

・平成30年度においては、児童相談所における関係機関との連携に関する実 |態把握に努めた。令和元年度も引き続き実態把握に努める。

・全国会議等の機会を通じて、都道府県警察に対して、児童相談所からの援 |助要請に迅速的確な対応を図るよう、周知徹底を図った。

・警察において、児童虐待への対処を適切に行うことができるよう、各種研修等 を通じて対応力の強化に取り組む。

|・全国会議等の機会を通じて、各種研修等を通じた対応力の強化について周 |知徹底を図った。

# ⑧ 児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化

・要保護児童等の情報の取扱いに関し、学校及び教育委員会が保護者に児童 虐待に係る情報元を明かさないこと及び保護者から開示の求めがあった場合に 児童相談所等と連携して対応することについて、周知徹底を図る。

・左記の内容を盛り込んだ通知(児童虐待防止対策に係る学校等及びその設 |置者と市町村・児童相談所との連携の強化について(平成31年2月28日付け内 閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省総合教育政策局長・初等中等教 |育局長・高等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局障害保健福 |祉部長連名通知))を教育委員会等に対して発出、全国会議等の機会を通じ て、周知徹底を図っている。

・学校・教育委員会における虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な 要求や暴力の行使が予想される場合、学校と教育委員会が組織的に対応する こと、市町村・児童相談所・警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して 対応することについて、周知徹底を図る。

・左記の内容を盛り込んだ通知(児童虐待防止対策に係る学校等及びその設 |置者と市町村・児童相談所との連携の強化について(平成31年2月28日付け内 |閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省総合教育政策局長・初等中等教 育局長・高等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局障害保健福 |祉部長連名通知))を教育委員会等に対して発出、全国会議等の機会を通じ て、周知徹底を図っている。

・要保護児童等が休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合、学校等が 市町村・児童相談所に速やかに情報提供することについて、周知徹底を 図る。

・左記の内容を盛り込んだ通知(学校、保育所、認定こども園及び認可外保育 |施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(平成31 |年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省総合教育政策 局長・初等中等教育局長・高等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・社会・ |援護局障害保健福祉部長連名通知))を教育委員会等に対して発出、全国会 議等の機会を通じて、周知徹底を図っている。

家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知、児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進

・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用について、速やかに児 ┃・令和元年8月1日の全国会議で、保護者指導勧告を活用した事例を周知し 童相談所に対する周知徹底を図るとともに、活用事例を収集し、横展開すること|た。 などにより、保護者支援を進める。

・親権者等の意に反する場合の施設入所等措置(児童福祉法第28条措置)や 親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

・令和元年8月1日の全国会議で、左記の事項が盛り込まれた緊急総合対策 等を示し、周知を行った。

# ⑩ 協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進

・子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの2次被害を |【法務省】 防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接(代表者聴取)を引 |き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を |検討していく。

・検察においては,最高検察庁発出「警察及び児童相談所との情報共有の強 |化について」(平成30年7月24日付け)に加え、令和元年5月14日に発出された 「児童相談所との情報共有について」に基づいて、警察及び児童相談所との間 で、適切に情報共有を行うとともに、代表者聴取を実施している。 【厚生労働省】

・子どもの状況を録音・録画した記録媒体の提供に関して(検察:令和元年5月 14日付け、警察∶令和元年6月7日付け)、都道府県等の児童福祉主管部局長 に対して通知した。

#### 【警察庁】

・警察では、子どもの負担軽減を図りつつ、その供述の信用性を確保するた め、検察庁及び児童相談所と連携し、早期の情報共有や聴取方法についての |検討・協力を行い、代表者聴取を適切に実施したほか、必要な情報の共有を |含む、関係機関との更なる連携強化に関する通達(「児童を被害者等とする事 |案への対応における検察及び児童相談所との連携について(通達)」(平成31 |年3月25日付け))を各都道府県警察等に対して発出した。

・今後も、関係機関との連携強化を図りつつ、引き続き代表者聴取を適切に実 施する。

・児童の再被害を防止する観点から、協同面接(代表者聴取)の実施後におい ても、検察による刑事処分の際などに行う打合せなど適宜の機会を通じ、検 |察、警察及び児童相談所の間で、必要な情報の共有を図る。

#### 【法務省】

・検察においては,最高検察庁発出「警察及び児童相談所との情報共有の強 化について」(平成30年7月24日付け)に加え、令和元年5月14日に発出された |「児童相談所との情報共有について」に基づいて、警察及び児童相談所との間 で、適切に情報共有を行うとともに、代表者聴取を実施している。(再掲) 【警察庁】

・警察では、児童を被害者等とする事案に適切に対処する観点から、代表者に よる聴取を実施した場合には、警察、検察及び児童相談所の三機関による打 |合せの実施等の適切な方法により、必要な情報の共有に努めたほか、必要な |情報の共有を含む、関係機関との更なる連携強化に関する通達(「児童を被害 |者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との連携について(通 |達)」(平成31年3月25日付け))を各都道府県警察等に対して発出した。 ・また、聴取の状況を録音・録画した記録媒体の提供に関しての通達(「児童相 |談所との情報共有について(通達)」(令和元年6月5日付け))を各都道府県警 察に対して発出した。

・今後も、関係機関との連携強化を図りつつ、引き続き必要な情報の共有を図

#### 【厚生労働省】

・子どもの状況を録音・録画した記録媒体の提供に関して(検察:令和元年5月 |14日付け、警察:6月7日付け)都道府県等の児童福祉主管部局長に対して通 知した。

# |⑪ 非行のある子どもへの支援の充実強化

・少年院や保護観察所において、各種研修等を通じて被虐待経験を有する者へ |の対応力の向上に取り組むとともに、引き続き、少年院在院者や保護観察対象| |者の実状を的確に把握し、関係機関と連携しつつ、一層の適切な指導や支援に|考資料の作成に着手し、より一層適切な指導や支援を実現するための取組を 取り組む。

・少年院においては、在院者の有する被虐待経験等を的確に把握するための |具体的方法に係る検討と、被虐待経験を有する在院者の対応に関する執務参 |進めている。

・保護観察所においては、保護観察対象者の虐待を受けた経験等を適切に把 |握し,関係機関と連携しつつ、保護観察官と保護司が協働して事案に応じた適 切な指導や支援に取り組んでいる。また、少年院在院中から家族との面接や |関係機関との協議を行い、生活環境の調整を行っている。今後も、各種研修 等を通じて対応力の向上に取り組むとともに、保護観察対象者へのより一層の |適切な指導や支援に努める。

# ⑩ 人権侵犯事件としての調査救済

・法務局・地方法務局において、人権相談等を通じ、虐待を含む人権侵害の疑 われる事案を認知した場合は、速やかに人権侵犯事件として調査を行い、緊急 対応を要する場合は、児童相談所、警察、学校及び教育委員会等の関係機関 と連携を取りつつ、事案に応じた適切な措置を講じる。

人権相談等を通じ、虐待を含む人権侵害の疑われる事案を認知した場合は、 |速やかに人権侵犯事件として調査を行い、緊急対応を要する場合は、関係機 |関と連携し、事案に応じた適切な措置を講じた。今後も同様の取組を継続す る。

# |4 社会的養育の充実・強化

① 里親の開拓及び里親養育への支援の拡充

・委託一時保護先としての活用を含め、里親の開拓に向け、幅広い団体の協力 |令和2年度概算要求において、広報啓発経費の拡充を計上している。(里親制 を得て、より一層の制度の周知・広報に取り組む。

度等広報啓発事業)

・里親家庭に対し、一時的に子どもを預かるサービスの利用を促進することによ る負担軽減や手当の充実などを行い、支援の拡充を図る。

|・令和2年度概算要求において、委託前養育期間中における一般生活費や交 |通費補助を計上している。また、フォスタリング機関において、24時間体制で相 |談や緊急対応に応じられる体制を構築するよう計上している。

・里親養育への支援の拡充(児童入所施設措置費等)については、令和2年度 |概算要求時点では事項要求とし、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏 |まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

# ② 特別養子縁組制度等の利用促進

・特別養子縁組を含む養子縁組制度について、一層の周知啓発を図るととも に、養親子への支援を強化する。また、児童相談所においては、子どもの状況 に応じ、特別養子縁組や普通養子縁組が適当と考えられる子どもについて、積 |極的に制度の活用を検討する。

# 【厚生労働省】

|令和2年度概算要求において、広報啓発経費の拡充を要求している。(里親制 度等広報啓発事業)

# 【法務省】

・令和元年6月7日、特別養子制度の見直しに係る民法等の一部を改正する |法律(令和元年法律第34号。同月14日公布。同日から起算して1年を超えない |範囲内において政令で定める日から施行予定。)が成立し、児童相談所長によ る特別養子縁組に関する審判の申立てや、手続への参加が可能となった。

引き続き、本改正法の周知活動に取り組んでいく。

虐待などのために児童養護施設に入所中の子の中には、特別養子縁組を成 立させて家庭において養育することが適切なものが少なくないとの指摘を受け て、特別養子制度をより利用しやすいものとするために、特別養子縁組の成立 |要件を緩和する(養子となる者の年齢の上限を引き上げる)等の見直しを行う。

・令和元年6月7日、養子となる者の年齢の上限の引上げ等を内容とする民法 |等の一部を改正する法律が成立し、特別養子制度がより利用しやすいものと なった。

引き続き、本改正法の周知活動に取り組んでいく。

# ③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進

・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を更に推進するため、支援の拡 充を図る。

・令和2年度概算要求において、小規模かつ地域分散化を図るために既存の 建物を賃借して活用できるよう、建物の改修期間中の賃借料や原状復帰の際 |に必要となる改修費等の補助の創設を要求。

・職員配置基準の強化を含む児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更 なる推進(児童入所施設措置費等)については、令和2年度概算要求時点で は事項要求とし、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、財源と合 わせて、予算編成過程で検討する。

### ④ 自立に向けた支援の強化

・18歳到達後の者を含め、児童養護施設を退所した子ども等に対し、住まいの |確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。特に、社会的養護自立支援事|場を常設するために必要な経費(人件費や会場借料等)②民間団体等におい |業の各都道府県での積極的な実施の促進、自立支援資金貸付事業の継続実 |施、施設における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継続的・包括 |な経費を要求。 的な支援体制を構築する。

・令和2年度概算予算において、①社会的養護経験者が意見交換等を行える て、社会的養護経験者を対象とした全国規模の交流会を開催するために必要

・施設退所後の自立支援の強化(児童入所施設措置費等)については、令和2 |年度概算要求時点では事項要求とし、「経済財政運営と改革の基本方針| |2019」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について(平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)の取組状況・今後の対応について

これまでの取組・今後の対応 項目 児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等 ○ 児童相談所において、在宅で指導している全ての虐待ケースについて、1か ・平成31年2月14日付で通知(児童相談所において在宅指導している虐待ケ-月以内に緊急的に安全確認すること スの緊急安全確認について(依頼)(平成31年2月14日付事務連絡))を発出し、 緊急安全確認を実施している。 ・さらに、令和元年度以降も、左記の安全確認を定期的に行っていくこととしてい |る。令和元年度は、令和元年6月12日付で通知(児童相談所において在宅指導 |している虐待ケースの安全確認について(依頼))を発出し、安全確認を求めて いる。 ○ 全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われる ・平成31年2月14日付で「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について (依頼)」(内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付・文部科学省 ケースについて、1 か月で緊急点検すること 総合教育政策局生涯学習推進課·初等中等教育局児童生徒課·高等教育局専 |門教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課・社会・援護局障害保健福祉部障害 福祉課連名通知)を発出し、緊急点検を実施した。 ○ 家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導 ・左記の内容を盛り込んだ通知(児童虐待防止対策における対応の主な留意点 の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導す |について(平成31年2月28日子発0228第1号))を発出。全国会議において周知 ること を行った。 ○ 保護者が虐待を認めない場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合や転 居を繰り返す等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識す ること。この際、躊躇なく一時保護、立入調査を行う等的確な対応をとること 新たなルールの設定 ○ 要保護児童等の情報の取扱いについて、以下の新たなルールを設定すること 保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告 ・左記の内容を盛り込んだ通知(児童虐待防止対策における対応の主な留意点 について(平成31年2月28日子発0228第1号))を発出。全国会議において周知 者保護の観点から、通告元は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底す を行った。さらに、学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員に対する守秘義 務を規定した法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立した。 ・子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元 【厚生労働省】 を保護者に伝えないこと。学校、教育委員会等において保護者から求めが ・左記の内容を盛り込んだ通知(児童虐待防止対策における対応の主な留意点 あった場合、児童相談所等と連携しながら対応すること について(平成31年2月28日子発0228第1号))を発出。全国会議において周知 を行った。 【文部科学省】 ・左記の内容を盛り込んだ通知(児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置 者と市町村・児童相談所との連携の強化について(平成31年2月28日付け内閣 府子ども・子育て本部統括官・文部科学省総合教育政策局長・初等中等教育局 長・高等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部 長連名通知))を教育委員会等に対して発出、全国会議等の機会を通じて、周知 |徹底を図っている。 ○ 児童相談所、学校、警察等の連携について、以下の新たなルールを設定する こと ・学校、教育委員会等による虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的【文部科学省】 な要求や暴力の行使等が予想される場合、学校、教育委員会等は児童相談 ・左記の内容を盛り込んだ通知(児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置 者と市町村・児童相談所との連携の強化について(平成31年2月28日付け内閣 所や警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応すること 府子ども・子育て本部統括官・文部科学省総合教育政策局長・初等中等教育局 長・高等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部 長連名通知))を教育委員会等に対して発出、全国会議等の機会を通じて、周知 徹底を図っている。 【厚生労働省】 ・左記の内容を盛り込んだ通知(児童虐待防止対策に係る学校・教育委員会等 と市町村・児童相談所との連携の強化について(平成31年2月8日付け子発 0228第2号厚生労働省子ども家庭局長等通知))を都道府県等に対して発出。 全国会議等の機会を通じて、児童相談所等に対して周知徹底を図った。 ・警察庁においても、事務連絡(「「児童虐待防止の強化に向けた緊急総合対 策」の更なる徹底・強化について」への対応について(平成31年3月1日付け警 察庁生活安全局少年課少年保護対策室長事務連絡))を発出。全国会議等の 機会を通じて、都直府県警察に対して、関係機関と連携して児童の安全、保護 |のために必要な対応を図るよう、周知徹底を図った。 ・要保護児童等について、学校の欠席が続く場合等には、速やかに児童相談【文部科学省】 所等へ情報提供等を行うこと。これを踏まえて児童相談所等は連携して必要 |・左記の内容を盛り込んだ通知(学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施 な対応を行うこと 設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(平成31年2 月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省総合教育政策局長・ 初等中等教育局長・高等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局 |障害保健福祉部長連名通知))を教育委員会等に対して発出、全国会議等の機 会を通じて、周知徹底を図っている。 【厚生労働省】 ・左記の内容を盛り込んだ通知(学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施 設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(平成31年2 月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省総合教育政策局長・ 初等中等教育局長・高等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局 |障害保健福祉部長連名通知))を都道府県等に対して発出。全国会議等の機会 を通じて、周知徹底を図った。

	項目	これまでの取組・今後の対応
3	児童相談所、市町村、学校及び教育委員会の抜本的な体制強化	
	〇「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(2019 年度〜2022 年度)に基づき、児童福祉司を2,020 人程度増加等や子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するなどの体制強化を進めること特に、初年度(2019 年度)について、児童福祉司を1,070 人程度増加させるなど前倒しで取り組むこと	・新プランに基づく人材確保に向けた取組を進めるため、通知(「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に基づく人材確保に向けた取組について(平成31年2月28日子発0228 第4号))を都道府県等に対して発出。
	○ 児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法等 の改正法案の今国会への提出に向けて取り組むこと	・児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制 強化及び関係機関間の連携強化等を盛り込んだ法案を国会に提出し、令和元 年6月に児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正す る法律が成立した。
	○ 学校や教育委員会において、児童相談所及び警察と虐待ケースの対応マニュアルを共有するとともに、学校長、管理職に対して実践的な研修に取り組むことにより、虐待発見後の対応能力の抜本的強化を図ること	・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和元年5月9日)を作成・公表し、全国会議等の機会を通じて、周知徹底を図っているほか、教育現場における児童虐待対応の向上に資するよう、児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した研修教材を作成中。
	○ 児童相談所や市町村が支援を行っている家庭が転居した際の引継ぎを徹底 すること	・左記の内容を盛り込んだ通知(児童虐待防止対策における対応の主な留意点について(平成31年2月28日子発0228第1号))を発出。全国会議において周知を行った。
	○ 児童相談所に警察職員や警察OBの職員配置を進めること	【厚生労働省】 ・児童相談所への警察職員や警察OBの職員配置促進について盛り込んだ通知(児童虐待への対応における警察との連携の強化について(平成30年7月20日付け子家発0720第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)を都道府県等に対して発出。全国会議等の機会を通じて、児童相談所等に対して周知徹底を図った。 【警察庁】 ・警察庁において、事務連絡(「「児童虐待防止の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」への対応について(平成31年3月1日付け警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長事務連絡))を発出。全国会議等の機会を通じて、都道府県警察に対し、警察OB等の配置に関し要請があった場合には協力するよう周知徹底を図った。
	〇 親権者等の意に反する場合の施設入所等措置(児童福祉法第28条措置)や 親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促すこと	・平成31年3月1日に開催した全国会議において、左記について改めて適切な運用を促した。令和元年8月1日の全国会議においても、左記の内容が盛り込まれた緊急総合対策等を示し、周知を行った。
	○ 関係機関が連携して対応する好事例の全国展開を図ること	【厚生労働省】 ・関係機関が連携した取組を実施している自治体の事例を全国会議において周知。 ・関係機関が連携して対応する好事例の全国展開にも資するよう平成30年度においては、児童相談所における関係機関との連携に関する実態把握に努めた。令和元年度も、引き続き、実態把握に努める。 【警察庁】 警察が関係機関と連携して対応した好事例については、全国会議及び各種研修の機会を通じて、都道府県警察に周知を図っている。

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)の取組状況・ 今後の対応について

これまでの取組・今後の対応 項目 ≪緊急に実施する重点対策≫ (「3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底」) 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底 ○ 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを以下の 上左記の内容を盛り込んだ通知(児童相談所運営指針の改正について(平成30 とおり見直し、全国ルールとして徹底する。 年7月20日付け子発0720第3号厚生労働省子ども家庭局長通知))を都道府県 等に対して平成30年7月20日付けで発出。全国会議等の機会を通じて、児童相 ①全ケースについて、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、リスクアセ スメントシート等による緊急性の判断の結果(虐待に起因する外傷、ネグレク |談所等に対して周知徹底を図った。 ト、性的虐待等の事案等であることなど)を、ケースに関する資料とともに、書 面等により移管先の児童相談所へ伝えること ②緊急性が高い場合には、対面等により引継ぎを行うことを原則とすること (移管先及び移管元の児童相談所が共同で家庭訪問をすること、移管元の 児童相談所が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議に出席 すること等を含む。) ③移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等 の援助を解除しないことを原則とするとともに、移管先の児童相談所は、援 助が途切れることがないよう、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援 助を継続すること 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底 (「4 関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化」) ○ 「虐待通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直 【厚生労働省】 接子どもの様子を確認するなど安全確認を実施する」という全国ルールに加え、 ・左記の内容を盛り込んだ通知(児童相談所運営指針の改正について(平成30 立入調査の手順を以下のように見直し、全国ルールとして徹底する。 年7月20日付け子発0720第3号厚生労働省子ども家庭局長通知))を都道府県 ・子どもとの面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施 等に対して平成30年7月20日付けで発出。全国会議等の機会を通じて、児童相 すること。その場合、必要に応じて警察への援助要請を行うこと。 談所等に対して周知徹底を図った。 【警察庁】 ・警察庁においても、左記内容を盛り込んだ事務連絡(厚生労働省通知「児童虐 待への対応における警察との連携の強化について」の発出について(平成30年 7月20日付け警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長事務連絡))を発出 し、全国会議等の機会を通じて、都道府県警察に対して、児童相談所からの援 助要請に迅速的確な対応を図るよう、周知徹底を図った。 児童相談所と警察の情報共有の強化 (「4 関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化」) ○ 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全 【厚生労働省】 国ルールとして徹底する。 ・左記の内容を盛り込んだ通知(児童虐待への対応における警察との連携の強 化について(平成30年7月20日付け子家発0720第2号厚生労働省子ども家庭局 ①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関す 家庭福祉課長通知)、児童虐待への対応における警察との情報共有に係る留意 事項について(平成30年8月30日付け子家発0830第1号厚生労働省子ども家庭 ②通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機 局家庭福祉課長通知))及びFAQ等を都道府県等に対して発出。全国会議等の 関において安全確認ができない事案に関する情報 機会を通じて、児童相談所等に対して周知徹底を図った。 ③①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案で ・平成30年度においては、児童相談所における関係機関との連携に関する実態 あって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報 把握に努めた。令和元年度も引き続き、実態把握に努める。 なお、情報共有の在り方については、引き続き各地方自治体における実態の 把握・検証を行い、見直しを行う。 ・警察庁においても、左記内容を盛り込んだ通知等(厚生労働省通知「児童虐待 への対応における警察との連携の強化について」の発出について(平成30年7 月20日付け警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長事務連絡)、厚生労働 省通知「児童虐待への対応における警察との情報共有に係る留意事項につい て」等の発出について(平成30年12月7日付け警察庁生活安全局少年課長通 知))を発出し、また、全国会議等の機会を通じて、都道府県警察に対して、情報 提供された事案に迅速的確に対応するよう、周知徹底を図った。 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除(「1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化」) |○ 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして|·左記の内容を盛り込んだ通知(児童相談所運営指針の改正について(平成30 徹底する。 年7月20日付け子発0720第3号厚生労働省子ども家庭局長通知))を平成30年 ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが 7月20日付けで発出。また、全国会議等の機会を通じて、児童相談所等に対し て周知徹底を実施。 高い場合には、一時保護等を躊躇なく実施すること ・一時保護等の措置の解除及び家庭復帰の判断に際して、チェックリストの 活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて、客観的に 把握した上で、判断すること 解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行うととも に、進捗状況を関係機関と共有し、リスクが高まった場合には、躊躇なく再度 一時保護等を行うなど、適切に対応すること (「2 児童虐待の早期発見・早期対応」) 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施 ・左記の調査の実施について通知(乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児 ○ 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していな いなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報について、本年9月末ま 等の緊急把握の実施について(依頼)(平成30年7月20日付け子家発0720第3 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知))を都道府県等に対して発出し、 でに市町村において緊急的に把握する。 把握した子どもについては、目視すること等によりその状況の確認を進める。 乳幼児健診未受診等で関係機関が安全確認できていない子どもについて、安全 確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域 確認の状況をとりまとめ。 ・集計結果及びフォローアップの結果は、以下のとおり公表。 協議会において、速やかに共有する。国は、緊急把握の実施状況を把握し、公 集計結果 2月28日公表 表する。 フォローアップ結果(3月1日時点の状況) 3月28日公表 再フォローアップ結果(4月8日時点の状況) 4月26日公表 再々フォローアップ結果(6月25日時点の状況) 6月26日公表。 ・令和元年度は、8月1日に調査依頼を発出し、乳幼児健診未受診等の確認対 象児童についての状況確認結果を調査。本年度以降も定期的な状況確認調査 を実施。

項目 これまでの取組・今後の対応

### 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定

(「1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化」)

○ 2016年度から2019年度までを期間とする「児童相談所強化プラン」を前倒し して見直すとともに、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022 3,240人から2,020人程度増員するとともに、子ども家庭総合支援拠点を全市町 年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を別

紙骨子に基づき、年内に策定する。

新プランには、以下の事項を盛り込む。

①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実 等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強 化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策

②一時保護の体制強化策

③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関など の市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制 の強化のための方策

・平成31年度からの4年間で、児童相談所の児童福祉司を平成29年度の約 村に設置することとするなど児童相談所と市町村の体制と専門性の強化を図る 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を平成30年12月18日に児 童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において決定した。

# ≪児童虐待防止のための総合対策≫

児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化

### ○児童相談所における専門性強化の取組促進

・平成28年改正児童福祉法により児童福祉司に新たに受講が義務付けられ た都道府県における研修について、実施状況を検証する。

る調査)において、研修の実施状況等を把握。さらに、令和元年度子ども・子育 て支援推進調査研究事業(児童相談所の専門職の資格の在り方その他必要な 資質の向上を諮る方策に関する調査研究)において、研修による効果等につい て把握することを予定。

- ・児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も含 めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修につ いて、ブロック単位で実施するなどきめ細かい手法で実施する。
- ・地域で死亡事例等検証に携わる者についても、こうした研修も活用し、必要 な研修を行う。
- ・児童心理司の任用資格に公認心理師が該当することを明確化する。あわ せて、配置基準を法令上に位置付けることを検討する。
- 専門職団体等への働きかけなど、自治体における人材確保策を支援する。
- ・児童相談所の専門性確保、専門職採用の重要性について、地方自治体に 対し理解を求める。

・平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(子ども虐待による死亡事 例等の検証結果等に関する調査研究)において、検証に関係する自治体職員等 への研修を実施した。令和元年度も引き続き調査研究事業において、検証結果 等を活用したブロック単位での研修を実施予定。

・平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(児童相談所の実態に関す

- ・児童相談所運営指針の改正について(平成30年7月20日付け子発0720第3号 厚生労働省子ども家庭局長通知)において、児童心理司の任用資格に公認心 理師が該当することを明確化。令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の 強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46 号。以下「改正法」という。)により、児童心理司の配置基準を法律上に位置づけ られた。
- ・日本社会福祉士会などの団体の長宛てに、平成30年度、児童相談所における 専門人材の確保等に係る協力依頼についての通知(児童相談所における専門 人材の確保等について(平成30年7月20日付け子発0720第5号))を発出した。 また、令和元年度も、児童相談所における専門人材の確保等についての協力依 頼についての通知(児童相談所及び要保護児童対策地域協議会における専門 人材確保等及び速やかな虐待通告の周知について(令和元年7月26日付子発 |0726第2号他)を発出。
- ・このほか、令和元年度予算において、都道府県等が行う児童福祉司等の専門 職の確保のための採用活動等に係る費用の補助を行っている。
- ・児童相談所の職員の専門性確保の重要性等について盛り込んだ児童相談所 等における専門性強化の取組促進に係る通知(児童相談所等における専門性 強化の取組促進について(平成30年7月20日子発0720第4号))を発出。このほ か、全国会議等の機会を通じて、地方自治体に対して理解を求めた。

## 〇より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役 割分担の推進

- ・児童相談所内における業務分担、地域における市町村と都道府県等の機 能分担など支援と介入の機能分化の在り方などについて、平成28年改正児 童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
- ・支援と介入の機能分化の在り方等の児童相談所の業務の在り方等の平成28 年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づく検討事項を検討するため、社会 保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に市町村・都道府県における 子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループを設置し、平成 30年9月から検討を行い、平成30年12月にとりまとめを行った。このとりまとめ等 を踏まえ、法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立した。
- ・保護者指導に関する業務や一時保護中の教育など、民間委託や児童相談 所OB等の知識経験を有する者の活用により効果的に行うことが期待される 業務について、補助要件を明確化し、民間委託等を推進するなど、より効果 的に実施する。
- ・面前DVに関する警察等からの通告に関し、児童相談所においてケースの 重篤度や緊急度に応じて振り分けし、それに基づき児童相談所・市町村が役 割分担して安全確認等を行うことを明確化する。
- ・左記の業務を外部委託する場合の補助要件を明確化した通知(「児童虐待防 止対策支援事業の実施について」の一部改正について(平成30年8月2日付け 子発0802第1号))を発出。また、全国会議等の機会を通じて、民間委託を推進。
- ・左記の取組を実施している自治体の事例を全国会議において周知。
  - ・平成30年度においては、児童相談所における関係機関との連携に関する実態 把握に努めた。令和元年度も引き続き、実態把握に努める。

# 〇中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進

- ・中核市・特別区において、適切な人材確保、都道府県との調整等が円滑に 行えるよう、財政面・制度面における国の支援策について、あらゆる機会を 通じて周知し、児童相談所の設置に向けた働きかけを行う。
- ・左記について、改めて、児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自 治体の拡大に向けた協力について(平成30年7月20日付け子発0720第6号)を 発出し、周知を実施。また、中核市が参加する会議等において、児童相談所の 設置に向けた働きかけを行っている。
- ・また、令和元年8月に設置した児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に |関する協議の場において、中核市・特別区による児童相談所の設置に向けた支 援の在り方を議題の一つとして掲げ、協議を行っている。

# ○適切な一時保護の実施

- ・必要な一時保護に対応できるよう、一時保護所における定員設定や職員の 研修等の専門性向上策について、都道府県社会的養育推進計画の策定要 領に基づき適切に計画に盛り込み、計画的に取組を進める。
- ・都道府県社会的養育推進計画」の策定について(平成30年7月6日付け子発 0706第1号)により、一時保護所における定員設定や職員の研修等の専門性向 上策について盛り込んだ計画を策定し、計画的に取組を進めるよう、各都道府 県等に対して依頼。

#### 項目

・一時保護所の個室化の推進や、一時保護専用施設(児童養護施設等にお いて、本体施設とは別に、小規模なグループケアによる一時保護を実施する 専用施設をいう。)の設置促進、里親など地域における一時保護委託先の確 保等により、個別性を尊重した一時保護が行われるよう、環境整備を進め る。

一時保護された子どもの権利擁護を図るため、職員に対する研修や子ども からの意見を酌み取る仕組みの整備、第三者評価の活用等の取組につい て、ガイドラインを作成する等により進める。

・令和元年度予算において、児童養護施設・乳児院等で賃貸物件による一時保 護専用施設を設置するために必要な改修費用の補助を創設するとともに、一時 |保護所の整備の際に、個室化・ユニット化等を実施する場合の補助単価の充実 を図るとともに、令和2年度概算要求において更なる単価拡充を要求。

これまでの取組・今後の対応

・平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(一時保護の第三者評価に |関する調査研究)において、一時保護された子どもの権利擁護を図るための一 時保護の第三者評価に関するガイドラインを作成。本ガイドラインについて、通 知や全国会議で周知を行った。(一時保護中の子どもの権利擁護について(令 和元年7月29日子発0729第1号))

## 〇子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・ 専門性の強化

子ども家庭総合支援拠点の補助要件を見直し、設置を促進するとともに、 児童相談所等に市町村を支援するための職員を配置するなどの取組を行 い、市町村職員の専門性強化を進める。

・国庫補助の対象となる子ども家庭総合支援拠点について、平成30年8月2日 付けで実施要綱を改正し、標準となる開設時間を週40時間と定めたことにより、 夜間や土日に限り十分な人員が確保できない場合においても、標準となる開設 時間(週40時間)において配置人員等の国庫補助の基準を満たしていれば、補 助対象とした。また、児童相談所に市町村を支援するための児童福祉司を都道 府県の管内30市町村につき一人(指定都市は一人)配置することを盛り込んだ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を平成30年12月17日に児 童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において決定した。

・市町村において、効果的・効率的に、かつリスクの程度に応じて適切に相談| 支援ができる体制を構築するため、子育て世代包括支援センターと子ども家 庭総合支援拠点との効果的な連携方策や一体的に運営する際の役割分担 などを整理するとともに、先行事例を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援 マニュアル等を年度内に作成する。

・平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(市区町村等が行う児童虐 |待防止対策の先駆的取組に関する調査研究)において、子育て世代包括支援 センターと子ども家庭総合支援拠点との効果的な連携方策や一体的に運営する 際の役割分担などの整理も含め、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた「ス タートアップマニュアル」を作成し、全国会議等で周知。

### ○子どもの権利擁護の仕組みの構築

・都道府県児童福祉審議会の活用などにより、子どもの声を受け止める体制 や子どもの声を代弁する仕組みを構築するためのガイドラインを年度内に作 成し、子どもの権利擁護を推進する。

・平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(子どもの権利擁護に新た |に取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究)において、 子どもの声を受け止める体制や子どもの声を代弁する仕組みを構築するための |ガイドラインを作成した。令和元年度予算では、ガイドラインに基づき、自治体が 児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るため の実証事業を創設。

切な活用を進める。

・親権を行う者のいない子どもの権利擁護を図るため、未成年後見制度の適 |・令和元年度予算において、未成年後見人が必要な子どもに対し、未成年後見 人が選任され、適切な支援を受けられるよう、補助要件の見直しを実施。

## ○児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

・平成28年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、改正児童福祉法の 施行(2017年4月)後2年以内に、支援と介入の機能分化の在り方等の児童 相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福 を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・支援と介入の機能分化の在り方等の児童相談所の業務の在り方等の平成28 年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づく検討事項を検討するため、社会 保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に市町村・都道府県における 祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討 |子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループを設置し、平成 30年9月から検討を行い、平成30年12月にとりまとめを行った。このとりまとめ等 を踏まえ、法案を国会に提出し、令和元年6月に改正法が成立した。

# 児童虐待の早期発見・早期対応

# ○乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進

・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等のうち虐待リスクのあるケースについて、 要保護児童対策地域協議会での情報共有や、養育支援訪問事業の活用等 により、支援の強化を図る。

- ・乳幼児健診未受診等で虐待発生のリスクが高く、支援について検討が必要な 家庭への対応について、通知(養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援 の更なる徹底について(平成30年7月20日付け子家発0720第5号厚生労働省子 ども家庭局家庭福祉課長等通知))を都道府県等に対して発出し、全国会議等 の機会を通じて、周知徹底を図った。
- ・未就園で福祉サービスを利用していない子どもに、地域の目が届くよう、未 就園児がいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- ・就学時健診において、虐待リスクのチェックリストを活用すること等により、 虐待リスクのある子どもを把握した際には、市町村の児童虐待対応の担当 部署等に情報提供することについて、教育委員会へ速やかに周知する。
- ・令和元年度予算において、未就園児等がいる家庭を訪問する際に必要な費用 等の補助を行う事業を創設。
- ・平成30年度に全国4カ所で実施された就学時の健康診断研修会及び平成31 年2月に都道府県等教育委員会の指導主事を対象にした会議において、就学 時健診での児童虐待の早期発見・早期対応について周知を図った。

# 〇支援を必要とする妊婦への支援の強化

・ハイリスクな妊婦が、産婦人科受診を含め、早期に必要な支援を受けられ →・女性の身体的・精神的悩みに関する相談指導等を実施する女性健康支援セン るよう、妊婦に寄り添った取組を進める。

- ターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合に、その状況を確認し、医 療機関等関係機関へ確実につなぐ体制を整備する経費について、令和元年度 |より補助を行っている。
- ・令和2年度概算要求では、女性健康支援センター事業を拡充、若年妊婦等支 援を創設し、予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた |若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSやアウトリーチによる相 |談支援、緊急一時的な居場所の確保にかかる経費を計上している。

・産科医療機関、助産所、乳児院、母子生活支援施設、婦人保護施設等に おけるモデル事業(産前・産後母子支援事業)の実施により得られた成果を 踏まえつつ、支援を必要とする妊婦に対し、妊娠に関する相談、出産後の生 活・就労相談、住居支援、必要に応じた特別養子縁組の支援など、産前・産 後を通じた支援の体制を強化する。

令和元年度予算において、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊 |婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援を行う産前・ 産後母子支援事業について、全国展開を図るとともに、妊婦及び出産後の母子 を入所させるために必要となる施設の改修費・備品費等を新たに補助対象に加 えている。

# 〇相談窓口の設置促進等

•あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行 う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目 指す。

- 「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」(平成30年7月20 日付け子母発0720第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)を発出 し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援セ ンターの設置促進について通知した。(平成31年4月1日時点で1,717か所、983 |市町村で実施)
- ・また、全国会議等の場を活用して、自治体に対し同センターの積極的な設置を |依頼した。

#### 項目

## これまでの取組・今後の対応

#### ○相談窓口等の周知・啓発の推進等

「日齢O日児」での死亡事案では、若年妊娠等の予期しない妊娠や、相談窓┃ 口につながっていないケースが多いことを踏まえ、予期しない妊娠をした女 ターネット等を活用し、速やかに周知する。

・母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について(平成30年7月20日 付け子母発0720第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)を発出し、 性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口について、イン|女性健康支援センターや子育て世代包括支援センター等の妊娠等に関する相 |談窓口の周知を図ることや、周知にあたっては広報誌やリーフレット等の配布の ほか、インターネットやSNS等を通じた情報発信も有効であることを自治体に対し て通知した。

・また、厚生労働省において平成30年12月27日に女性健康支援センターに関す るインターネット記事を配信し、女性健康支援センターの周知を行った。 ・令和2年度概算要求では、女性健康支援センター事業を拡充、若年妊婦等支 援を創設し、予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた 若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSやアウトリーチによる相

|談支援、緊急一時的な居場所の確保にかかる経費を計上した。

・児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよ う、児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」について、インター ネットや政府広報などを通じて周知・啓発を図るとともに、接続率の向上や利 便性の向上に取り組む。

・189の周知を図るため、ポスター、リーフレットを全国の自治体・関係機関・関 係団体に配布しているほか、インターネットやSNS、政府広報ラジオ、新聞広告 |を活用など様々な手法を用いて幅広く広報を実施。

また、平成30年度補正予算では、無料化に必要な費用を計上したほか、令和元 年度予算において、SNSを用いた相談手法を活用する場合の補助を計上してい

・全国の法務局において、電話相談窓口「子どもの人権110番」や小中学生 を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」をはじめとする人権相談等を、 対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待事案等 を発見するための手段としても活用する。また、人権擁護委員は、地域の人 権啓発活動等を通じて、同種事案を十分意識して情報収集に努める。

・左記の趣旨を盛り込んだ通知(児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対 策への適切な対応について(通知)平成30年7月26日付け法務省権調第77号法 |務省人権擁護局調査救済課長、同局人権啓発課長通知)を法務局・地方法務 局へ発出し(人権擁護委員に対しても本通知の内容を周知。)、児童虐待事案を 見過ごすことのないよう改めて注意喚起を図ったほか、各法務局・地方法務局に おいて、人権擁護委員の協力も得ながら、引き続き「子どもの人権110番」や 「子どもの人権SOSミニレター」等の取組を通じて、児童虐待事案の早期発見と 適切な対応に努めた。

今後も引き続き同様の取組を継続する。さらに、これらの相談窓口の更なる周 |知・広報を行うとともに、相談窓口が児童にとって使いやすいものとなるよう、そ の更なる改善を図る。

・行き過ぎた「しつけ」は虐待であり、「しつけ」を名目とした不適切な育児が行【「厚生労働省】 われないことが必要である。このため、体罰に依存しない育児が推進される よう、啓発資料「子どもを健やかに育むために~愛の鞭ゼロ作戦~」を乳幼 児健診の場や学校(幼稚園を含む。以下同じ。)、保育所等において配布な どを行う。また、児童虐待防止に関するポスターの掲示などにより、周知・啓 発を進める。

・「健やか親子21」公式ウェブサイトにおいて、「愛の鞭ゼロ作戦」の特設サイト |を設け、常時、周知・啓発を実施している。

・また、「母子健康手帳の任意記載事項様式について」(平成30年12月25日付け 子母発1225第1号)を発出し、任意記載事項として「愛の鞭ゼロ作戦」の特設サ イトのQRコードを掲載した。

・平成30年6月28日付けで周知・啓発の事務連絡を発出。更に平成30年7月20 日付けで緊急総合対策に係る局長通知を発出し、周知・啓発について再度徹底 した。

## 【文部科学省】

・啓発資料「子どもを健やかに育むために~愛の鞭ゼロ作戦~」について、平成 30年6月28日付け事務連絡(内閣府・厚生労働省・文部科学省連名)、同年7月 |27日付け30文科生第332号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長 通知等により学校等への周知を図った。

# 〇在宅支援サービスの充実

・孤立した育児によって虐待につながることのないよう、利用者支援事業、 地域子育て支援拠点事業等の利用を促進するとともに、ショートスティ事業、 トワイライトステイ事業、一時預かり事業等の市町村の在宅支援サービスの 充実と受け皿の確保を図る。

- 令和元年度予算において、利用者支援事業(基本型・特定型)については 1331ヶ所、母子保健型で1500ヶ所を計上している。(H29年度交付決定件数:基 本型・特定型 982ヶ所、母子保健型 915ヶ所)
- ・地域子育て支援拠点事業については、8000ヶ所を計上している。(H29年度交 付決定件数:7259ヶ所)

・子育て短期支援事業について、令和元年度予算において、居宅から実施施設 又は実施施設から学校等の間における児童への付き添いを実施した場合の補 助基準額の加算を創設するとともに、子ども・子育て支援法に基づき市町村が定 |める「市町村子ども・子育て支援事業計画」の第二期支援事業計画における「量 の見込み」の算出にあたり、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐 待相談対応件数等から、保護者の育児疲れ等の事由により本事業の活用が想 |定される数を算出し、量の見込みに加えるなどの補正を行うよう市町村に依頼し た。(平成30年8月24日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支 |援担当)事務連絡)

# ○障害のある子どもとその保護者への支援の強化

・虐待のリスク要因の一つとされる知的障害や発達障害等のある子ども(そ の疑いのある子どもを含む。)のいる家庭に早期にアプローチし、適切な支援|策定する障害児福祉計画において、平成32年度末までに児童発達支援セン につなげる必要がある。このため、乳幼児健診等から児童発達支援センター 等での相談支援を経て、専門医療機関への早期受診や適切な障害福祉 サービスの利用につながるよう、自治体の体制整備を促進する。

自治体における障害児支援の提供体制等を計画的に構築するため、自治体が |ターを各市町村に1か所以上設置することを国として求めている。また、児童発 達支援センターについて、安定的な事業運営を図りつつ事業内容の改善を行う ことによる機能強化等を進めるため、都道府県等に対し補助を行っている。

・また、保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングや巡回 支援専門員の整備を行い、障害のある子どもの保護者の子育てに対する不 安を軽減し、虐待の未然防止を図る。

|発達障害児者及び家族等支援事業、巡回支援専門員整備事業を実施し、保護 者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングや巡回支援専門員の 整備を行うことで、障害のある子どもの保護者の子育てに対する不安を軽減し、 虐待の未然防止を図っている。

#### 項目 これまでの取組・今後の対応 〇児童虐待に関する研修の充実

・児童虐待を発見しやすい立場にいる学校、保育所等の職員に対する児童 虐待に関する研修の実施を促進する。

#### 【厚生労働省】

・厚生労働省主催の初任、中堅の保育所長や主任保育士向けの研修におい て、虐待防止に関する内容を講義に盛り込んだ。

・平成31年4月に、保育士等キャリアアップ研修のeラーニング用教材の作成に 際し、「マネジメント」や「保育実践」の科目の教材の中に、虐待対応に関する内 容を盛り込み、都道府県等に送付した。

・さらに、今後も、引き続き、虐待対応や虐待予防に関する内容を含む保育士等 キャリアップ研修について、自治体への働きかけを通じて、研修実施の促進を図

#### 【文部科学省】

・左記の内容を盛り込んだ通知(「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合 |対策」の決定について(平成30年7月27日付け文科生第332号文部科学省生涯 学習政策局長・初等中等教育局長連名通知))を教育委員会等に対して発出。 |全国会議等の機会を通じて、周知徹底を図った。

・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和元年5月9日)を作成・公 |表し、全国会議等の機会を通じて、周知徹底を図っている。また、教育現場にお |ける児童虐待対応の向上に資するよう、児童虐待対応に関する具体的な事例を |想定した研修教材を作成中。

## ○非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

・少年鑑別所において、「法務少年支援センター」として、少年や保護者など 童虐待事案等の発見に努める。さらに、子どもの非行や問題行動等に悩む 保護者に対して、心理教育プログラムの実施等により、虐待の未然防止を図|防止を図るための体制強化を図っていく。 るための体制強化を図る。

・少年院や保護観察所において、少年院在院者や保護観察対象者の被虐待 む。

・少年鑑別所(法務少年支援センター)においては, 児童福祉機関等と連携する の個人からの相談に応じており、同センターにおいて、関係機関と連携し、児はなどして、児童虐待事案への心理的支援等を行っており(平成30年は18庁で実 施)、引き続き、児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待の未然

・少年院においては、在院者の有する被虐待経験等を的確に把握するための具 経験等を的確に把握し、関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組|体的方法に係る検討と、被虐待経験を有する在院者の対応に関する執務参考 資料の作成に着手し、より一層適切な指導や支援を実現するための取組を進め ている。

・保護観察所においては、平成30年10月からアセスメントツールの試行を開始 し、少年院から引き継いだ保護観察対象者に係る被虐待経験等の情報を踏まえ たアセスメントを行うとともに、関係機関との情報共有を図ることにより、保護観 察処遇における適切な指導や支援に取り組んでいる。

#### 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

### 〇児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際 の引継ぎ方法について、転居先の市町村の要保護児童対策地域協議会に おいても引き続き支援を行うことや、必要に応じて児童相談所も同席の上、 引継ぎを行うことについて、速やかに周知徹底する。

・通告受理後、原則48時間以内に市町村等において、安全確認ができない 場合には、速やかに児童相談所への送致等を行う。

左記の内容を盛り込んだ通知(「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)の -部改正について(平成30年7月20日子発0720第7号))を平成30年7月20日付 けで発出。また、全国会議等の機会を通じて、児童相談所等に対して周知徹底 を実施。

# OICTの活用による情報共有の手法の効率化

・ 転居に伴い居所不明となったケースの児童相談所間における情報共有に ついて、メーリングリストを活用することにより効率化を図る。

・ICTを活用した、より効果的な情報共有システムの在り方や、集約 した情報 から事案の緊急性をAIを活用して判断する仕組みなどについて研究を進め る。

・平成30年8月の全国児童相談所長会議で、メーリングリストを活用した情報共 有について提案。

・ICTを活用したより効果的な情報共有システムの在り方を検討するため、平成 30年度子ども子育て調査研究事業(要保護児童等の情報共有システムの構築 に関する調査研究)を実施。令和元年度は、子ども・子育て支援推進調査研究 事業(都道府県間における要保護児童等の情報共有システムの構築に関する 調査研究)を実施し、情報共有に向けたシステムの在り方について検討。令和2 年度概算要求において、都道府県間におけるネットワークの構築を含め、児童 虐待に関する全国統一の情報共有システムの整備を行うために必要な費用を 計上。

・また、AIを活用した仕組みの検討を行うため、平成30年度子ども子育て調査研 究事業(リスクアセスメントツール等の利用と業務統計の見直しにかかる情報集 約システムの構築に関する研究)を実施。さらに、令和元年度より、「児童虐待対 応におけるリスクアセスメントのためのデータ収集基盤構築とAIを活用したリスク 評価に向けた研究」(厚生労働科学研究費補助金)を3カ年の計画で実施してい る。

# 関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化

# ○児童相談所と警察の連携の強化

・児童相談所が日常的に弁護士と相談できるよう、任期付き職員の活用も含 【『厚生労働省】 めた弁護士の常勤配置などにより、法的対応体制を強化するとともに、警察 職員や警察OBの職員配置を進めることにより、児童虐待への対応力の向 上を図る。

・法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務について、常時弁護士によ |る助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士 の配置又はこれに準ずる措置を行うことを規定した法案を国会に提出し、令和 元年6月に改正法が成立した。また、令和元年3月に関係閣僚会議で決定した 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」に基づき、令和2年度概算要求に |おいて弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充等を盛り込んでいる。 ・児童相談所への警察職員や警察OBの職員配置促進について盛り込んだ通知 (児童虐待への対応における警察との連携の強化について(平成30年7月20日 付け子家発0720第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)を都道府 県等に対して発出。全国会議等の機会を通じて、児童相談所等に対して周知徹 底を図った。

・平成30年度においては、児童相談所における関係機関との連携に関する実態 把握に努めた。令和元年度も引き続き実態把握に努める。

・警察庁においても、児童相談所への警察職員や警察OBの職員配置促進につ いて盛り込んだ事務連絡(厚生労働省通知「児童虐待への対応における警察と |の連携の強化について」の発出について(平成30年7月20日付け警察庁生活安 全局少年課少年保護対策室長事務連絡))を発出し、全国会議等の場で都道府 |県警察に指示を行い、周知徹底を図った。

-T.D.	
項目 ・警察において、児童虐待への対処を適切に行うことができるよう、各種研修等を通じて対応力の向上に取り組む。	これまでの取組・今後の対応 ・警察庁において、左記内容を盛り込んだ事務連絡(厚生労働省通知「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」の発出について(平成30年7月20日付け警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長事務連絡))発出し、都道府県警察に対して、当該取組の積極的な推進への周知徹底を図った。また、警察庁及び都道府県警察における各種専科、各管区警察局による担当者研修会など、児童虐待事案対応に係る各種研修会等を開催し、事案対応力の向上を図った。
・児童相談所と警察が、ケース検討や訓練などの合同研修等を実施して、連携を強化する。	【厚生労働省】 ・児童相談所と警察の合同研修の積極的な実施等について盛り込んだ通知(児童虐待への対応における警察との連携の強化について(平成30年7月20日付け子家発0720第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)を都道府県等に対して発出。全国会議等の機会を通じて、児童相談所等に対して周知徹底を図った。 ・平成30年度においては、児童相談所における関係機関との連携に関する実態把握に努めた。令和元年度も引き続き実態把握に努める。 【警察庁】 ・警察庁において、左記内容を盛り込んだ事務連絡(厚生労働省通知「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」の発出について(平成30年7月20日付け警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長事務連絡))発出し、全国会議等の機会を通じ、都道府県警察に対して、当該取組の積極的な推進への周知徹底を図った。また、都道府県警察において、児童相談所と合同によるロールプレイング方式の想定訓練等の各種研修等を開催し、児童相談所との連携強化を図った。
<ul><li>○学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進</li><li>・要保護児童対策地域協議会に登録されている子どもについて、学校、保育所等から市町村又は児童相談所に定期的に情報提供を行うことについて、速やかに周知徹底する。</li></ul>	・左記の内容を盛り込んだ通知(学校・保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(平成30年7月20日付け内閣府・文科省・厚労省連名通知)、学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(平成31年2月28日付け内閣府・文科省・厚労省連名通知))を都道府県等に対して発出し、学校、保育所、教育委員会等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供を行う際の留意点等を周知するとともに、全国会議等の機会を通じて、児童相談所等に対して周知徹底を図った。
	・左記の内容を盛り込んだ通知(「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について(平成30年7月27日付け文科生第332号文部科学省生涯・学習政策局長・初等中等教育局長連名通知))を教育委員会等に対して発出。全国会議等の機会を通じて、周知徹底を図った。・スクールソーシャルワーカーを全中学校区、スクールカウンセラーを全公立小中学校に配置することを目標に、令和元年度予算においても必要な予算を計上したほか、令和2年度概算要求においては、虐待対策のための重点配置に係る経費を新たに要求している。
<ul><li>○要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進</li><li>・要保護児童対策地域協議会等における関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する。</li></ul>	・令和元年度は、子ども・子育て支援推進調査研究事業(都道府県間における要保護児童等の情報共有システムの構築に関する調査研究)を実施し、情報共有に向けたシステムの在り方について検討。令和2年度概算要求において、都道府県間におけるネットワークの構築を含め、児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの整備を行うために必要な費用を計上。
○協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進 ・子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接(代表者聴取)を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。	【法務省】 ・緊急総合対策を踏まえ、平成30年7月24日、最高検察庁、警察庁及び厚生労働省は、情報共有の推進等に関する通知を発出。 ・検察においては、今後も引き続き、同通知等を踏まえた適切な取組を進めていく。 【厚生労働省】 ・協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進について通知(児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について(平成30年7月24日付け子家発0724第1号))を都道府県等に対して発出。全国会議等の機会を通じて、児童相談所等に対して周知徹底を図った。 ・平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(児童相談所、警察、検察による協同面接等の実態調査による効果検証に関する調査研究)において、協同面接の全国的な実施に向けた課題整理等を行うとともに、3機関間(児童相談所、警察、検察)の連携に関する課題や取組状況を調査。この調査結果を踏まえ、子どもの状況を録音・録画した記録媒体の提供に関して(検察:令和元年5月14日付け、警察:6月7日付け)都道府県等の児童福祉主管部局長に対して通知した。 【警察庁】・警察では、子どもの負担軽減を図りつつ、その供述の信用性を確保するため、検察庁及び児童相談所と連携し、早期の情報共有や聴取方法についての検討・協力を行い、代表者聴取を適切に実施したほか、必要な情報の共有を含む、関係機関との更なる連携強化に関する通達(「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との連携について(通達)」(平成31年3月25日付け))を各都道府県警察等に対して発出した。また、聴取の状況を録音・録画した記録媒体の提供に関しての通達(「児童相談所との情報共有について(通達)」(令和元年6月5日付け))を各都道府県警察に対して発出した。今後も、関係機関との連携強化を図りつつ、引き続き代表者聴取を適切に実施する。

#### 項目

## これまでの取組・今後の対応

#### ○医療を必要とする子どもの保護の体制強化

医療を必要とする子どもがより適切な環境で生活を送ることができるよう、 ①退院可能な子どもに対し、速やかに適切な支援を提供するため、児童相談 所と医療機関、児童養護施設等との調整機能の強化、②退院後の受け皿確 保、③心身の状況により入院が長期化せざるを得ない子どもの付き添い職 員の配置等の取組を進める。

令和元年度予算において、虐待を受けて児童相談所が医療機関への委託一時 保護を行う子どもの一時保護の期間が必要最小限となるよう、速やかに適切な 「生活の場」における専門的支援につなげていくため、病院との間における子ど もの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整(入所先、保護者、関係機 関等との調整)を図るための職員を児童相談所に配置するための費用の補助を 創設。

### ○医療機関における児童虐待対応体制の整備

・小児科医をはじめとした医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対 策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強化する。

・公益社団法人日本医師会などに対し、「児童相談所及び要保護児童対策地域 協議会における専門人材確保等及び速やかな虐待通告の周知について(協力 依頼)」(令和元年7月26日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)を発出するな ど、要保護児童対策地域協議会への医療機関の参加促進を図るとともに、研修 費用の補助等により連携体制の強化を促進。

・中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーターを配置し、医療 機関に対する研修、助言等を行い、児童虐待対応体制の整備を図る。

・「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」(平成30年7月20 日付け子母発0720第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)を発出 し、都道府県及び市町村が児童虐待防止医療ネットワーク事業等を活用するこ とにより、地域の医療機関が虐待対応の体制を整え、関係機関と連携体制を構 築できるように支援することの必要性について通知した。

・また、全国会議等において、都道府県・指定都市に対し当該事業の周知を行っ

・平成30年度診療報酬改定において、入退院に際しての医療機関と関係機 関の連携等を評価した入退院支援加算の対象に、虐待を受けている又はそ の疑いのある患者を追加したところである。改定の効果等を調査・検証しつ つ、入退院に際しての医療機関と関係機関の連携の推進が図られるよう引 き続き検討していく。

改定の効果等の調査結果を踏まえ、入退院に際しての医療機関と関係機関の 連携が推進されるよう、引き続き検討していく。

### 〇生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携

市等福祉事務所設置自治体の行う生活困窮世帯やひとり親家庭に対する 支援について、以下のとおり緊密な連携を図る。

①生活保護のケースワーカーや母子・父子自立支援員、生活困窮者自立 支援制度の支援員等が、虐待の端緒を把握した場合には、児童相談所や 市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡すること

・左記の内容を盛り込んだ事務連絡(「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急 総合対策」について)を都道府県等の生活保護担当課に対して平成30年7月24 日付けで発出。全国会議等の機会を通じて、地方自治体に対して周知徹底を 図った。

・平成31年3月29日付け通知(子家発0329第1号、社援地発0329 第1号。厚生 労働省子ども家庭局家庭福祉課長、社会・援護局地域福祉課長通知)におい て、「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策と の連携について」(平成27年3月27日付け雇児福発0327第1号、社援地発 0327 第2号。厚生労働省雇用均等·児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社 会・援護局地域福祉課長通知)を一部改正し、自立相談支援機関と母子・父子自 |立支援員等が、相談支援活動を通じて児童虐待の端緒(保護者に監護させるこ とが不適当であると認められる子ども等)を把握した場合には、児童相談所や市 町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡していただきたい旨、地方 自治体に対し通知した。

②児童虐待に係る調査や相談の中で、経済的困窮状態を把握した場合 は、生活困窮者自立支援窓口に連絡すること

·平成31年3月29日通知(子家発0329第1号、社援地発0329 第1号。厚生労働 省子ども家庭局家庭福祉課長、社会・援護局地域福祉課長通知)において、「生 活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携 について」(平成27年3月27日付け雇児福発0327第1号、社援地発0327第2 号。厚生労働省雇用均等·児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社会·援護局 |地域福祉課長通知)を一部改正し、地方自治体に対し、児童相談所や市町村の 児童虐待対応の担当部署等が児童虐待に係る調査や相談の中で、経済的困窮 状態を把握した場合には、自立相談支援機関へ連絡することとなっており、双方 |が連携して相談に応じていただきたい旨、通知した。

離婚等のライフイベントの変化にも適切に対応した支援が行われるよう、 「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭のための相談窓口の ワンストップ化を進めるほか、ひとり親家庭に対し、就業による自立を基本 に、子育で・生活支援、子どもの学習支援等の総合的な支援を着実に実施す る。

ひとり親家庭への支援について「すくすくサポート・プロジェクト」に基づく総合的 |な支援を着実に実施するとともに、令和元年度予算において、

・高等職業訓練促進給付金等による親の資格取得支援の拡充、

・母子父子寡婦福祉資金貸付金について、就学支度資金のうち修業施設に就学 する際の貸付限度額の引上げ等の見直しを実施

・地域の民間団体を活用した相談支援の充実

・離婚協議前後から父母が子どもの心情や離婚後の生活等を考えるための講 座を開催するモデル事業の創設 |などを行うこととしている。

活動との連携を図る。

・養育に支援が必要な家庭の把握に当たり、子ども食堂などの地域における「「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意す べき事項の周知について(通知)」(平成30年6月28日付け子発0628第4号厚生 労働省子ども家庭局長、社援発0628第1号厚生労働省社会・援護局長、障発 |0628第2号厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部長、老発0628第3号厚生 労働省老健局長連名通知)において、

・地方自治体を通じて、運営者に対し、子ども食堂の活動を通じて、保護者の養 育を支援することが必要と考えられる家庭や子ども把握した場合、速やかに、市 区町村の子育て支援の相談窓口又は児童相談所に連絡すること

・地方自治体に対し、子ども食堂の運営者から相談を受けた場合は、関係機関 が連携しながら早期に必要な支援を行うことができるよう協力すること を通知した。

# 適切な司法関与の実施

○家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法 第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進

・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用について、速やかに 児童相談所に対する周知徹底を図るとともに、活用事例を収集し、横展開す ることなどにより、保護者支援を進める。

家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用について、児童福祉法 |第28 条に基づく審判前の勧告等について(平成30年7月20日子発0720第9号) により周知徹底を図った。さらに、令和元年8月1日の全国児童福祉主管課長・ 児童相談所長会議において、当該制度が活用された事例を周知。

	項目	これまでの取組・今後の対応
	・任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより児童相談所が 日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制の強化を進める。(再掲)	・「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(平成30年7月6日付け子発 0706第1号)により、児童相談所における日常的に弁護士と相談できるような体 制整備等について盛り込んだ計画を策定し、計画的に体制整備を進めるよう、 各都道府県等に対して依頼。さらに、児童相談所において常時弁護士による助 言を受けるために必要な体制の整備を内容とする法案を国会に提出し、令和元 年6月に改正法が成立した。 加えて、令和2年度概算要求において弁護士配置に係る予算の拡充を計上。
		左記の内容を盛り込んだ通知(児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について(平成30年7月20日子発0720第2号)を都道府県等に対して発出し、適切な運用を促進。さらに、平成31年3月1日に開催した全国会議において改めて適切な運用を促すとともに、令和元年8月1日の全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議で左記の事項が盛り込まれた緊急総合対策等を示し、周知を行った。
6	保護された子どもの受け皿(里親・児童養護施設等)の充実・強化	
	〇都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進 ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020年度から10年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。	各都道府県より計画の策定に向けた検討状況や課題等について、ヒアリングを順次実施するなど、都道府県の計画策定に向けた取組を支援している。
	○里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進 ・「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」に基づき、包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、早急に取り組む。	里親のリクルート及びアセスメントから、里親に対する研修、マッチング、養育支援、措置解除後の支援に至るまでの一連の業務を一貫して担う包括的な里親養育支援体制を構築する。令和元年度予算では、これを担う機関について、以下の措置を実施。 ・フォスタリング業務を統括する責任者や、里親の開拓等を担う里親リクルーター、里親への研修等を担う里親トレーナーを配置する。 ・委託後の家庭訪問等による養育支援を担う相談支援員を委託児童数に応じて加配するなど、支援体制を大幅に拡充する。 ・フォスタリング業務を担う職員の人材育成に向けた研修事業の創設等により、里親等委託を推進する。 ・民間機関の積極活用や、養子縁組民間あっせん機関等を活用した養子縁組里親への支援など、都道府県等による地域の実情に応じた取組を推進する。 ・包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、希望する都道府県に対して、有識者をアドバイザーとして派遣する。
	・児童相談所に里親養育支援のための児童福祉司を配置する。(再掲)	・児童相談所に里親養育支援のための児童福祉司を配置することを盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を平成30年12月18日に児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において決定した。これに基づき、平成31年3月31日に、都道府県が配置すべき児童福祉司数についての標準を定めた児童福祉法施行令の改正を行った。
	・インターネットや政府広報等を活用した里親制度に関する周知・広報に積極 的に取り組む。	令和元年度予算では、里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上のため、引き続き、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うこととしている。
	・里親に委託された子どもの保育所の優先利用により里親委託の推進を図 る。	・平成30年7月20日付で「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)を改正し、里親に委託された子どもの保育所の優先利用について盛り込んだ。
	○児童養護施設等における家庭的養育の推進 ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などを推進する。	令和元年度予算では、以下の措置を実施。 ・児童養護施設における生活単位の小規模かつ地域分散化の推進、小規模かつ地域分散化された生活単位(地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケア)における養育体制の充実(子ども:職員=概ね6:3→6:4)。 ・児童養護施設におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実(子ども:職員=概ね6:3→4:4)。 ・乳児院におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」における養育体制の充実等。